

平成十年政令第四百二十二号

介護保険法施行令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第三条第二項、第七条第三項第二号及び第二十三項、第十五条第一項（同法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条（同法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条、第三十条第二項、第三十一条第二項、第四十二条第一項第四号、第四十三条第七項、第四十四条第八項、第四十五条第八項、第四十六条第七項、第四十七条第一項第三号、第四十八条第八項、第四十九条第一項第二号、第五十三条第四項、第五十四条第一項第四号、第五十五条第七項、第五十六条第八項、第五十七条第八項、第五十八条第四項、第五十九条第一項第三号、第六十六条第一項及び第三項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条第一項及び第二項、第六十九条第一項、第一百六十二条第一項、第六十一条第四項において準用する場合を含む。）、介護保険法（平成九年法律第百二十四号）第十六条第四項において準用する場合を含む。）、介護保険法（平成九年法律第百三十八条第二項（介護保険法施行法第十六条第四項において準用する場合を含む。）、介護保険法（平成九年法律第百四十四条第三項、第一百四十五条第二項及び第一百五十五条並びに介護保険法施行法第十条、第十六条第一項第一号及び第二項から第四項まで並びに第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）
- 第三章 保険給付

第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）

第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の一—第十一条の十一）

第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）

第四節 介護給付（第十五条—第二十二条の五）

第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）

第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）

第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）

第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）

第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）

第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十一）

第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）

第五章の二 手数料（第三十七条の十七・第三十七条の十八）

第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の六）

第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）

第八章 雜則（第五十五条の二・第五十五条の三）

第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十五条—第五十九条）

附則

第一章 総則

（特別会計の勘定）

第一条 介護保険法（以下「法」という。）第百十五条の四十九に規定する事業として指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。

（認知症）

第一条の二 法第五条の二第一項の政令で定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とする。（特定疾病）

がん（医師が一般に認められている医学的見込みに基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る。）

第二条

- 一 関節リウマチ
- 二 筋萎縮性側索硬化症

- 四五 後縦靭帯骨化症
骨折を伴う骨粗鬆症
- 五六 初老期における認知症（法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）
進行性核上性麻痺、大脑皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 五七 脊髓小脳変性症
- 五八 脊柱管狭窄症
- 五九 早老症
- 六〇 多系統萎縮症
- 六一 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 六二 脳血管疾患
- 六三 閉塞性動脈硬化症
- 六四 慢性閉塞性肺疾患
- 六五 兩側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- （法第八条第二項の政令で定める者）
- 第三条** 法第八条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護（同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。）に係る共生型居宅サービス（法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。）以外の訪問介護については、第一号に掲げる者とする。
- イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修（当該都道府県知事）
- ロ 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。）当該介護員養成研修事業者
- 二 居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を提供している者として厚生労働大臣が定めるもの
- 前項第一号ロの事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。
- 一 厚生労働省令で定める基準に適合する介護員養成研修を適正に実施する能力があると認められること。
- 二 一次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
- イ 養成研修修了者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。
- ロ 厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。
- ハ 介護員養成研修の実施に関する都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行つた場合に、当該指示に従うこと。
- 四三 都道府県知事は、介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、第一項第一号ロの指定を取り消すことができる。
- （福祉用具の貸与の方法等）
- 第四条** 法第八条第十二項若しくは第十三項又は法第八条の二第十項若しくは第十一項に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者（法第八条第二項に規定する居宅要介護者をいう。）又は居宅要支援者（法第八条の二第二項に規定する居宅要支援者をいう。）が福祉用具（法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。）を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び第四項において「福祉用具専門相談員」という。）から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。
- 一 保健師
二 看護師
三 準看護師
四 理学療法士
五 作業療法士
六 社会福祉士
七 介護福祉士
八 義肢装具士
九 福祉用具専門相談員に関する講習であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定するもの（以下この項及び第三項において「福祉用具専門相談員指定講習事業者」という。）により行われる当該講習（以下この項及び次項において「福祉用具専門相談員指定講習」といふ。）の課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者

2 前項第九号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められるものについて、当該都道府県知事が行う。

一 福祉用具専門相談員指定講習を適正に実施する能力があると認められること。

二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。

ハ 福祉用具専門相談員指定講習の実施に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

都道府県知事は、福祉用具専門相談員指定講習事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことことができなくなったと認められるときは、第一項第九号の指定を取り消すことができる。

前二項に規定するもののほか、福祉用具専門相談員に関することその他の第一項の貸与又は販売の方法に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数の基準)

第五条 法第十五条第一項に規定する認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数に係る同項に規定する政令で定める基準は、認定審査会の要介護認定（要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定及び要介護認定の取消しを含む。第四十六条において同じ。）又は要支援認定（要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定及び要支援認定の取消しを含む。同条において同じ。）に係る審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、各市町村が必要と認める数の第九条第一項に規定する合議体を認定審査会に設置することができる数であることとする。

(委員の任期)

第六条 委員の任期は、二年（委員の任期を二年を超える年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間）とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第七条 認定審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第八条 認定審査会は、会長が招集する。

2 認定審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 認定審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第九条 認定審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもつて構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査及び判定の案件を取り扱う。

2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として市町村が定める数とする。

4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 認定審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもつて認定審査会の議決とする。

(都道府県介護認定審査会に関する読み替え)
（都道府県介護認定審査会について）第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条、第六条第一項及び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。

第三章 保険給付

第一節 他の法令による給付との調整

（法第二十条に規定する政令で定める給付等）

第十一条 法第二十条に規定する政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条に規定する政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。

（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付（船員法（昭和二十一年法律第一百号）の規定による療養補償に相当するもの受けることができる給付に限る。）

（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償）

（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付及び療養給付）

（船員法（他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償）

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百一十五号）の規定による療養扶助金に限る。）

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による療養補償

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の規定による療養給付

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第一百四十三号）の規定による療養補償

証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第一百九号）の規定による療養給付

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六百六十八号）の規定による療養の給付及び更生医療の給付

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）の規定による療養補償

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）の規定による医療の給付

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）の規定による医療

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付

消防組織法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）

消防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）

水防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）

国家公務員災害補償法の規定による介護補償

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による介護給付

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定による介護給付

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定による介護給付

証人等の被害についての給付に関する法律の規定による介護給付

災害対策基本法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）

労働者災害補償法の規定による介護補償

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による介護補償（非常勤消防団員等に係る損害補償に相当するものに限る。）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条の規定による介護料

地方公務員災害補償法の規定による介護補償

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）

（指定市町村事務受託法人の指定）

第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定

第十一條の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務（以下「市町村事務」）とすることに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第二十四条の二第一項の指定をしてはならない。

第二十八条第八項	第五項	第三十条第二項において準用する第五項
（要介護認定の取消しに関する読み替え）	読み替える字句	第三十一条第一項の要介護認定の取消しのために必要があると認める
第十三条 法第三十一条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
法の規定中読み替える規定	読み替える字句	
第二十七条第二項	前項の申請があつた	当該取消し
第二十七条第三項	第一項の申請があつた	第三十一条第一項の要介護認定の取消しのために必要があると認める
第二十七条第四項	当該申請	当該取消し
第二十七条第五項前段	第二項 前項	第三十一条第二項において準用する第二項
第二十七条第五項前段	前項	第三十一条第一項の要介護認定の取消し
第二十七条第六項	前項	第三十一条第二項において準用する前項
第二十七条第七項前段	第三項 第五項	第三十一条第二項において準用する第三項
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	第三十一条第二項において準用する第五項
第二十八条第六項	前項	第三十一条第二項において準用する前項
第二十八条第七項	次項 前項	第三十一条第二項において準用する第五項
第二十八条第八項	第五項	第三十一条第二項において準用する第五項
（要支援状態区分の変更の認定に関する読み替え）	読み替える字句	要介護認定の取消しに係る
第十三条の二 法第三十三条の二第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
法の規定中読み替える規定	読み替える字句	
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	第三十一条第二項において準用する前項
第二十八条第六項	前項	第三十一条第二項において準用する第五項
第二十八条第七項	第五項	第三十一条第二項において準用する第五項
第二十八条第八項	前項	第三十一条第二項において準用する第五項
第二十九条第二項	前項	第三十一条第二項において準用する第五項
第三十二条第三項	前項 第一項	第三十一条第二項において準用する第五項
第三十二条第四項及び第五項	要支援状態に該当	要支援状態区分の変更を認定すべき者
第三十二条第六項	前項	第三十三条の二第二項において準用する前項
第三十二条第八項	要支援者	第三十三条の二第二項において準用する第一項
第三十二条第九項	第一項	第三十三条の二第二項において準用する第一項
第十三条の三 法第三十三条の三第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		

法の規定中読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	要支援状態区分の変更の認定に係る
第二十八条第六項	前項	第三十三条の三第二項において準用する前項
第二十八条第七項	第五項	第三十三条の三第二項において準用する第五項
第二十八条第八項	第五項	第三十三条の三第二項において準用する次項
第二十九条第一項	第五項	第三十三条の三第二項において準用する前項
第三十二条第三項	第五項	第三十三条の三第二項において準用する第五項
第三十二条第四項及び第五項	第五項	第三十三条の三第二項において準用する前項
第三十二条第六項前段	第四項	第三十三条の三第二項において準用する第四項
(要支援認定の取消しに関する読み替え)		
第十四条 法第三十四条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	前項	同項の認定
法の規定中読み替える規定	前項	第三十三条の三第二項において準用する前項
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	第三十三条の三第一項の要支援状態区分の変更の認定
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の	現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当
第二十八条第六項	前項	第三十三条の三第二項において準用する前項
第二十八条第七項	前項	第三十三条の三第二項において準用する第四項
第二十八条第八項	第五項	第三十四条第二項において準用する前項
第三十二条第二項	第五項	第三十四条第二項において準用する第五項
第三十二条第三項	第五項	第三十四条第二項において準用する次項
第三十二条第四項及び第五項	第五項	第三十四条第二項において準用する前項
第三十二条第六項前段	第四項	第三十四条第二項において準用する第五項
(特例居宅介護サービス費を支給する場合)		
第十五条 法第四十二条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。	前項	第三十四条第二項において準用する前項
一 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。	前項	第三十四条第一項の要支援認定の取消し
二 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス(法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいふ。次号、第二十二条の五及び第二十九条の五において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。	前項	要支援状態に該当しなくなったこと。
三 法第四十二条第一項第三号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。	前項	要支援状態に該当しなくなつたこと。
(地域密着型介護サービス費及び指定地域密着型サービス事業者に関する読み替え)	前項	第三十四条第二項において準用する前項
第十五条 法第四十二条第一項第二号に規定する技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第四項	第三十四条第二項において準用する第四項

(施設介護サービス費及び介護保険施設に関する読み替え)

第二十一条 法第四十八条第七項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替える字句
第四十一条第三項	第四十一条第八項
第四十一条第十項	第四十一条第十項 (特例施設介護サービス費を支給する場合)
前項	前項
	読み替える字句
指定居宅サービスを 居宅要介護被保険者 居宅要介護被保険者	指定施設サービス等を 要介護被保険者 要介護被保険者
第四十八条第六項	第四十八条第六項

第二十二条 法第四十九条第一項第二号に規定する政令で定めるときは、要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときとする。

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十二条の二 法第四十九条の二第一項に規定する所得の額は、同項各号に掲げる介護給付に係るサービス(以下「介護給付対象サービス」という。)のあつた日の属する年の前年(当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第四項第一号、第五項及び第七項第一号において同じ。)の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二百六十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十五条第二項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

法第四十九条の二第一項の政令で定める額は、百六十万円とする。

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額(租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第七項第一号、次条第九項、第二十九条の二第三項第一号及び第六項第一号、第二十九条の二第九項、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)の合計額が三百四十六万円(当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合は、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十二条の三第六項第三号に並びに第七項第一号へ及び第二号へ並びに附則第二十一条第一項第三号イ及び第二十二条第一項第三号イを除き、以下同じ。)を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

二 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年度(当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十二条の三第六項第三号に並びに第七項第一号へ及び第二号へ並びに附則第二十一条第一項第三号イ及び第二十二条第一項第三号イを除き、以下同じ。)を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあつた日において生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)である場合

法第四十九条の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年の合計所得金額とする。

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円(当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合は、三百四十万円)に満たない場合

二 第四项第二号又は第三号に掲げる場合

7 6 5

(高額介護サービス費)

第二十二条の二の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百）同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第一市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第三市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が四万四千四百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（被保護者を除く。以下この項、次項及び第五項から第七項までにおいて同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から四万四千四百円を控除して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合

二 要介護皮膚疾患者が原子爆弾皮膚疾患者に対する愛護に関する法規による一般疾患医療費の支給（以下「原爆一般疾患医療費の支給」という。）その他も主な労働省令で定める給付が与えられるべき居宅においては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の三十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第三市町村特例割合を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合。次項、第四項及び第十項において同じ。）を乗じて得た額

三 居宅を支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅を支援被保険者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二の二第一項、第三項及び第五項から第七項までに

おいて同じくが受けた介護予防サービス等（以下に規定する特定介護予防サービス及び特例介護予防サービス等を除く）に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地場密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の三十、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第一市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、法第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第二市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合、法第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第三市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二の二第三項、第四項及び第十項において同じ。）を乗じて得た額

四 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第二号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等（以下この号及び第二十九条の二の二第三項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象介護予防サービス等（介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額を算定する場合において、当該要介護被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービス等を受けた場合において、当該要介護被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗算

じて得た額が四万四千四百円を超えるときは、当該得た額から四万四千四百円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。
要介護被保険者が被保護者である場合において、当該要介護被保険者が同一の月において受けた居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超えるときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。

当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号へ並びに第七項第一号へ及び第二号へ、第二十九条の二の二第五項第一号並びに附則第二十二条第一項第三号イ及び第二十二条第一項第三号イにおいて同じ。）に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の二第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の三第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条

- の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額)、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ)の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額
- 二 当該居宅サービス等があつた月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乗じて得た額の合計額
- 6 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居宅サービス等があつた月の属する年の前年の所得について、前項第一号に掲げる額が三百八十万円以上六百九十万円未満であるときは、「九万三千円」とする。
- 7 第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「四万四千四百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。
- 一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等のあつた月が四月から七月までの場合にあっては、前年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第九項において「市町村民税世帯非課税者」という。)
- 二 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて、第二項及び第二十九条の二の二第二項中「四万四千四百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護(生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの
- 8 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者である者であつて、同項及び第二十九条の二の二第二項中「四万四千四百円」とあるのを、「一万五千円」とする。
- 9 要介護被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対し支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に支給されるべき高額介護サービス費の額は、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。
- 10 要介護被保険者が法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付(第二十九条の二の二第十項において「特定公費負担給付」という。)が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。
- 11 前項の規定による支払があつたときは、要介護被保険者に対し、第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費の支給があつたものとみなす。
- 12 要介護被保険者が同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第二項から前項までの規定の適用については、当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であつたものとみなし、当該月に当該要介護被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。
- 13 (高額医療合算介護サービス費)
- 第二十二条の三 法第五十一条の二第一項に規定する政令で定める額は、次のとおりとする。
- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百十十五条第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)
- 二 船員保険法第八十三条第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)

- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百一十八号）第六十条の二第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の二第一項に規定する一部負担金等の額（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）
- 七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）
- 八 高額医療合算介護サービス費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上医療合算支給総額（次項の七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項の七十歳以上医療合算算定基準額を控除了した額（当該額が高額医療合算介護サービス費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「医療合算利用者負担世帯合算額」という。）が医療合算算定基準額に支給基準額をえた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、医療合算利用者負担世帯合算額から医療合算算定基準額を控除了した額に医療合算按分率（同号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額の合算額から次項の規定により高額医療合算介護サービス費が支給される場合における該支給額の算定に係る同項の七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項に規定する七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額に同項に規定する七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額に同項に規定する七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に被保険者医療合算算定基準額から次項の規定により支給される高額医療合算介護サービス費を控除した額を、同号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額の合算額から七十歳以上世帯支給額を控除した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、第一号から第六号までに掲げる額を合算した額又は第七号に掲げる額が零であるときは、この限りでない。
- 一 毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間（以下この条及び第二十九条の三第三項において「計算期間」という。）において、計算期間の末日（以下この条において「基準日」という。）において当該市町村の行う介護保険の被保険者である者（以下この条において「基準日被保険者」という。）が受けた居宅サービス等に係る前条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）
- 二 計算期間において、基準日被保険者が受けた介護予防サービス等に係る前条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）
- 三 計算期間において、基準日被保険者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る前条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合又は第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、これらの支給額の合計額を控除した額とする。）
- 四 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額
- 五 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者である間に受けた居宅サービス等に係る第三号に規定する合算額
- 六 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第三号に規定する合算額
- 七 次のイからリまでに掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれイからリまでに定める額
- イ 基準日において健康保険法の規定による被保険者（同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第四項において「健康保険被保険者」という。）又はその被扶養者（健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「健康保険被扶養者」という。）である者、健康保険法施行令（大正十五年勅令第一百四十三号）第四十三条の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額
- ロ 基準日において日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。第四項において同じ。）又はその被扶養者（健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「日雇特例被扶養者」という。）である者、健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる額の合算額
- ハ 基準日において国民健康保険法の規定による被保険者（国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第四項において「船員保険被保険者」という。）又はその被扶養者（船員保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「船員保険被扶養者」という。）である者、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額
- 二 基準日において国民健康保険法の規定による被保険者（以下この条において「国民健康保険被保険者」という。）である者（基準日において同法第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当することにより、当該基準日の翌日から国民健康保険被保険者の資格を喪失することとなる者を除く。以下この条において同じ。）国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額
- ホ 基準日において国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等（以下この条において「自衛官等」という。）を除く。第四項において「国共済組合員」という。）又はその被扶養者（同法の規定による被扶養者をいい、自衛官等の被扶養者を含む。同項において「国共済被扶養者」という。）である者、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十二条の三の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額
- ヘ 基準日において自衛官等である者、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額

ト 基準日において地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員（第四項において「地共済組合員」という。）又はその被扶養者（同法の規定による被扶養者をいう。）同項において「地共

「被扶養者」という。)である者 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の六第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額 基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(第四項において「私学共済加入者」という。)又はその被扶養者(同法第二十五条において準用する國家公務員共済組合法の規定による被扶養者をいう。同項において「私学共済被扶養者」という。)である者 私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十二条の三の六の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額 基準日において高齢者の医療の確保に関する法律(以下この条において「高齢者医療法」という。)による支払医療費者(以下この条において「後期高齢者医療費支払医療費者」といふ。)である者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令

3
（平成十九年政令の第三百一十八号）第十六条の二第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額等若しくは介護予防サービス等又は同項第七号イからリまでに定める額に係る規定に規定する療養（以下「この規則」で「二十歳以上七合草付束ノダヌ」という。）に係る負担割合を定めるところにより算定（この規則で「二十歳以上七合草付束ノダヌ」という。）する。

4
下この項目において「合算対象サービス」といふる額に相当する額として厚生労働省令で定めることにより算定した額を合算した額(以下この項目において「七十歳以上医療合算額」といふ)は、七十歳以上医療合算基準額に支給基準額を加えた額を超える場合は、七十歳以上医療合算使用者負担世帯合算額から七十歳以上医療合算基準額を控除した額に七十歳以上医療合算按分率(七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号、第二号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、七十歳以上医療合算使用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額に七十歳以上被保険者医療合算按分率(七十歳以上合算対象サービスに係る同項第一号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、七十歳以上合算対象サービスに係る同号、同項第二号、第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めることにより算定した額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額を高額医療合算介護サービス費として基準日被保険者に支給する。ただし、七十歳以上合算対象サービスに係る同項第一号から第六号までに掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めることにより算定した額を合算した額又は七十歳以上合算対象サービスに係る同項第七号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額が零であるときは、この限りでない。
第二項の基準日被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 基準日において被用者保険被保険者等（健康保険被保険者、日雇特例被保険者、船員保険被保険者、国共済組合員、自衛官等、地共済組合員又は私学共済加入者をいう。以下この条において同じ。）である者 基準日においてその被扶養者（健康保険被扶養者、日雇特例被扶養者、船員保険被扶養者、国共済被扶養者、地共済被扶養者又は私学共済被扶養者をいう。以下この条において同じ。）である者

二 基準日において被扶養者である者 基準日において当該者がその被扶養者である被用者保険被保険者等である者又は基準日において当該被用者保険被保険者等の被扶養者である当該者以外の者
三 基準日において国民健康保険被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属する当該者以外の国民健康保険被保険者である者
四 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属する当該者以外の後期高齢者医療の被保険者である者

5 第二項から前項までの規定は、当該計算期間において当該市町村が行う介護保険の被保険者であった者（基準日において当該市町村が行う介護保険の被保険者である者を除く。）に対する高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。

一 基準日において被用者・保険被保険者等又はその被扶養者である者 次のイからホまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額
イ ロからホまでに掲げる者以外の者 六十七万円
コ 善集日^ノの属する月の票券報酬月預等(医療保険各法(国民健康保険法を除く。)に規定する票券報酬月預、票券報酬の月預、給付の預及び票券給付の月預をいう。以下この項及び次項に於けるハ

本 市町村民税非課税者（基準日の属する年の前年八月一日から当該基準日の属する年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日の属する年度の前年八月一日から当該基準日の属する年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなし）の市町村民税の規定により当該基準日の属する年の前年八月一日から当該基準日の属する年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日の属する年の前年八月一日から当該基準日の属する年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなし）の市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免る者として、当該市町村民税を課さざる者を含むものとし、当該市町村民税の賦役期日による、同上）である皮肉者呆食皮呆食者等

二
イ
コから今までに掲げる場合に応じ、それぞれイからホまでに定める額

口 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について当該基準日の属する年の前々年（第九項の規定により当該基準日の属する厚生労働省令で定める日を基準日とみなした場合は、当該基準日とみなした日）の属する年の前年。ハ及びニにて同じ。」の国民健康保険法施行令第二百二十九条の四の三第二項に規定する基準所定額（同章）を頂びし百二十一円を招える場合（二百十二円）

ハ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について当該基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が六百万円を超える九百一十万円以下の場合 百四十一万円
ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について当該基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十万元以下の場合(ホに掲げる者を除く) 六十万元

ホ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、(1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ(1)及び(2)に定める者の全てについて当該基準日の属する年度の前年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される場合(これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。次項において「市町村民税国保世帯非課税の場合」という。)三十四万円

(1) 当該国民健康保険被保険者が都道府県が当該都道府県内の市町村とともにに行う国民健康保険の被保険者である者 該都道府県内の市町村とともにに行う国民健康保険の被保険者である者

(2) 当該国民健康保険被保険者が組合が行う国民健康保険の被保険者である場合 当該者の属する世帯に属する当該組合の組合員及びその世帯に属する当該組合が行う国民健康保険の被保険者である者

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ ロからへまでに掲げる者以外の者 五十六万円

ロ 基準日において療養の給付(高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付をいう。)を受けることとした場合に同法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者(ハ及びニにおいて「第三号適用者」という。)であつて、所得の額(同号に規定する所得の額をいう。ハ及びニにおいて同じ。)が六百九十万円以上であるもの 二百十二万円

ハ 第三号適用者であつて、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満であるもの 百四十一万円

ニ 第三号適用者であつて、所得の額が三百八十万円未満であるもの 六十七万円

ホ 市町村民税世帯非課税者(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項第三号の市町村民税世帯非課税者をいう。)(へに掲げる者を除く。)三十一万円
ヘ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が当該基準日の属する年度の前年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十五条第一項第六号に規定する「各種所得の金額」をいう。次項において同じ。)及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない者十九万円(計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であつた間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。)

ハ 第三項(第五項において準用する場合を含む。)の七十歳以上医療合算算定期准額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額とする。

一 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者 次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ ロからへまでに掲げる者以外の者 五十六万円

ロ 基準日において療養の給付(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法による療養の給付をいう。)を受けることとした場合に、健康保険法第七十四条第一項第三号、船員保険法第五十五条第一項第三号、国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号(私立学校教職員共済法第二十五条の規定により読み替えて準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第三号の規定が適用される被用者保険被保険者等(ハ及びニにおいて「第三号適用者」という。)であつて、基準日の属する月の標準報酬月額等が八十三万円以上のもの又はその被扶養者一百十二万円

ハ 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額等が八十三万円以上のもの又はその被扶養者百四十一万円

ニ ホ 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円未満のもの又はその被扶養者六十七万円

ホ 市町村民税非課税者である被用者保険被保険者等又はその被扶養者(ロからニまで又はへに掲げる者を除く。)三十一万円
ヘ 被用者保険被保険者等及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者の全てが当該基準日の属する年度の前年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被用者保険被保険者等又はその被扶養者(ロからニまでに掲げる者を除く。)十九万円(計算期間において、当該基準日被保険者又は当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であつた間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。)

二 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからへまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合 五十六万円

ロ 基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付(国民健康保険法による療養の給付をいう。)を受けることとした場合において、同法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者(ハ及びニにおいて「第四号適用者」という。)であつて、所得の額(同号に規定する所得の額をいう。ハ及びニにおいて同じ。)が六百九十万円以上のものであるとき。二百十二万円

ハ 第四号適用者であつて、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のものであるとき。百四十一万円

ニ ホ 市町村民税国保世帯非課税の場合(へに掲げる場合を除く。)三十一万円

ホ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、前項第二号ホ(1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ当該(1)及び(2)に定める者の全てについて当該基準日の属する年度の前年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合十九万円(計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。)

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 前項第三号に定める額

四 第五項から前項までの規定については、前条第十二項の規定を準用する。

第五項から前項までの規定を第五項において準用する場合における第二項から第四項まで(これらの規定を第五項において準用する場合を含む。)及び

9 被保険者が計算期間において医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなり、かつ、その医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でない場合その他厚生労働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定める日)を基準日とみなして、この条の規定を適用する。

10 高額医療合算介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特定入所者介護サービス費及び特定介護保険施設等に関する読み替え)

第二十二条の四 法第五十一条の三第八項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第四十一条第三項	居宅要介護被保険者	特定介護サービスを
第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	特定介護保険施設等
第四十一条第十項	指定居宅サービス事業者	特定介護サービス
第四十一条第十一項	前項	特定入所者
第四十一条第十二項	前項	第五十一条の三第七項
第四十一条第十三項	第五十三条第七項において準用する前項	第五十三条第七項において準用する前項

(特例)特定入所者介護サービス費を支給する場合

第二十二条の五 法第五十一条の四第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 特定入所者(法第五十一条の三第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。)が、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下の条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 指定居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第五号において同じ。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。)を受けた場合において、必要があると認めると。
- 四 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 五 第二号に規定する特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

第五節 予防給付

(介護予防サービス費及び指定介護予防サービス事業者に関する読み替え)

第二十三条 法第五十三条第七項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	指定介護予防サービスを
第四十一条第八項	居宅要介護被保険者	居宅支援被保険者
第四十一条第十項	指定居宅サービス事業者	指定介護予防サービス事業者
第四十一条第十一項	前項	第五十三条第六項
(特例)介護予防サービス費を支給する場合	第五十三条第七項において準用する前項	第五十三条第七項において準用する前項

第二十四条 法第五十四条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当介護予防サービス(法第五十四条第一項第一号に規定する基準該当介護予防サービ
- スをいう。次号において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 三 法第五十四条第一項第三号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービ
- ス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え)

第二十四条の一

法第五十四名

第四十一条第三項	読み替える字句	読み替える字句
第四十一条第八項	指定居宅サービスを 指定居宅サービス事業者	指定地域密着型介護予防サービスを 指定地域密着型介護予防サービス事業者
第四十一条第十項	前項	第五十四条の二第九項において準用する前項
第四十一条第十一項	前項	第五十四条の二第八項
(特例地域密着型介護予防サービス費を支給する場合)		
第二十四条の三	法第五十四条の三第一項第三号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。	
一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。		
二 法第五十四条の三第一項第二号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。		
(介護予防サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)		
第二十五条	法第五十五条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
一 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては百分の八十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の八)、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の八十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の八)に相当する額を超えることとなる場合(第三号の場合を除く)。当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額		
二 法第五十五条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合(次号の場合を除く)。当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額		
三 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当することとなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合(次号の場合を除く)。当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額又は同条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額のうちいずれか大きい方の額を控除して得た額		
(介護予防福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)		
第二十六条	法第五十六条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定介護予防福祉用具の購入に係る介護予防福祉用具購入費として支給するものとした場合における法第五十六条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額とする。	
(介護予防サービス計画費及び指定介護予防支援事業者に関する読み替え)		
第二十八条	法第五十八条第七項の規定による技術的読み替えは、次の表とのおりとする。	
法の規定中読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを 指定居宅サービス事業者	指定地域密着型介護予防サービスを 指定地域密着型介護予防サービス事業者

6	第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいづれかの介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年の所得について、前項第一号に掲げる額が三百八十万円以上六百九十万円未満であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「九万三千円」とする。
7	第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいづれかに該当するときは、同項中「四万四千四百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。 一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があつた月の属する年度（介護予防サービス等のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第九項において「市町村民税世帯非課税者」という。） 二 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二の二第二項及び第二項中「四万四千四百円」と読み替えてこれららの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
8	第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二の二第二項及び第二項中「四万四千四百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれららの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第二号に掲げる者を除く。）であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「一万五千円」とする。
9	居宅要支援被保険者（被保険者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる額を控除して得た額の合計額が八十万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対する支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対する支給される高額介護予防サービス費の額は、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。
10	居宅要支援被保険者が法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。）について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合は、当該居宅要支援被保険者に対する支給される高額介護予防サービス費の額は、第七項の規定によること。
11	前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者に対し、第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費の支給があつたものとみなす。
12	居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第二項から前項までの規定は、適用しない。
13	高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (高額医療合算介護予防サービス費)
第二十九条の三	法第六十一条の二第一項に規定する政令で定める額は、第二十二条の三第一項各号に掲げる額とする。
2	高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第二十二条の三（第一項及び第八項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第一号に掲げる」とあるのは、「第二号に掲げる」と、同条第三項中「同項第一号に掲げる」とあるのは、「同項第二号に掲げる」と読み替えるものとする。
3	居宅要支援被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合における前項において読み替えて準用する第二十二条の三（第一項及び第八項を除く。）の規定の適用については、前条第十二項の規定を準用する。 (特定入所者介護予防サービス費及び特定介護予防サービス事業者に関する読み替え)
第二十九条の四	法第六十一条の三第八項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
法の規定中読み替える規定	読み替える字句
第四十一条第三項	読み替えられる字句
第四十一条第八項	読み替える字句
第四十一条第十項	読み替えられる字句
第四十一条第十一項	読み替えられる字句
前項	読み替えられる字句
(特例)特定入所者介護予防サービス費を支給する場合	読み替えられる字句
第二十九条の五	法第六十一条の四第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 特定入所者（法第六十一条の三第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）が、基準該当居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 特定居宅サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。）及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第五号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

五 第二号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

第六節 保険給付の制限等

（法第六十六条第一項に規定する政令で定める特別の事情）

第三十条 法第六十六条第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

一 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 その他前二号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること。

（法第六十六条第三項に規定する政令で定める特別の事情）

第三十一条 法第六十六条第三項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少又は前条に規定する事情とする。

（法第六十七条及び第六十八条に規定する政令で定める特別の事情）

第三十二条 第三十条の規定は、法第六十七条第一項及び第二項並びに法第六十八条第一項に規定する政令で定める特別の事情について準用する。

第三十三条 法第六十九条第二項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少又は第三十条に規定する事情とする。

（保険料徴収権消滅期間の算定方法）

第三十四条 法第六十九条第一項に規定する保険料徴収権消滅期間（次条において「保険料徴収権消滅期間」という。）は、要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者であった各年度（要介護被保険者等が認定（同項に規定する認定をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を受けた日の十年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度。以下この条及び次条第二項において「算定対象年度」という。）について、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。

一 算定対象年度において当該要介護被保険者等が当該市町村に対して納付すべき保険料額（要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者となり、又は当該市町村の第一号被保険者でなくなりた年度においては、当該年度の賦課期日に当該市町村の第一号被保険者となり、当該年度の末日至るまで当該市町村の第一号被保険者であつたものとみなして算定するものとする。）

二 前号に掲げる保険料額（認定を受けた日の十年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の十年前の日以後に到来する納期に係るものに限る。）のうち、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している保険料額の合計

（給付額減額期間の算定方法）

第三十五条 法第六十九条第一項に規定する給付額減額期間は、第一号に掲げる期間に第二号に掲げる数を乗じて得た数に十二を乗じて得た数を厚生労働省令で定めるところにより算定して得た数に相当する月数とする。

一 保険料徴収権消滅期間

二 保険料徴収権消滅期間を保険料徴収権消滅期間と保険料納付済期間を合計した期間で除して得た数

第三十六条 前項第二号の保険料納付済期間は、要介護被保険者等が当該市町村の第一号被保険者であつた算定対象年度について、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。

一 前条第一号に掲げる保険料額

二 前項第一号に掲げる保険料額（認定を受けた日の十年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の十年前の日以後に到来する納期に係るものに限る。）のうち、納付済の保険料額の合計

（法第六十九条第一項ただし書に規定する政令で定める特別の事情）

第三十七条 法第六十九条第一項ただし書に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる事情とする。

一 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

二 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 その他前二号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること。

第一節 通則

(登録の拒否等に係る法律)
（登録の拒否等に係る法律）

第三十五条の二 法第六十九条の二 第四項第三号 第七十七条第二項第五号 (法第七十条の二 第四項 (法第七十八条の二 第百十五号の二十一 及び第百十五号の三十一において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。) 第七十八条の二 第四項第五号 (法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。) 第七十九条第二項第四号 (法第七十九条の二 第四項において準用する場合を含む。) 第九十四条第三項第五号 (法第九十四条の二 第四項において準用する場合を含む。) 第百七条第三項第五号 (法第一百八条第四項において準用する場合を含む。) 第百十五条の二 第二項第五号、第百十五条の十二 第二項第五号及び第百十五条の二十二 第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）

薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）

理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）

高齢者の医療の確保に関する法律

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）

義肢装具士法（昭和六十一年法律第六十一号）

精神保健福祉士法（平成九年法律第一百三十一号）

言語聴覚士法（平成九年法律第一百三十二号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第一百二十四号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号。第十二条の五第五十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）

臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

（労働に関する法律の規定）

第三十五条の三 法第七十条第二項第五号の二（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号の二（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号の二（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号の二（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号の二（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七十七条第三項第六号（法第八十条第四項において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の二第二項第五号の二、第百十五条の十二第二項第五号の二及び第百十五条の二十二第二項第四号の二の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。）

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百七十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第百二十一條

の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

（指定の拒否等に係る使用人の範囲）

第三十五条の四 法第七十条第二項第六号（法第七十条の二第四項（法第七十条の二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九十条第三項第十一号（法第九十条の二第四項において準用する場合を含む。）及び第百七条第三項第十四号（法第八十条第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用者であつて、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理する者とする。

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百四条第一項第九号、第一百十五条の九第一項第十号、第一百四条第一項第九号、第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用者であつて、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理する者とする。

九第一項第九号、第一百五条の十九第十一号、第一百五条の二十九第九号及び第一百五条の四十五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法
二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）
三 宮養士法
四 医師法
五 歯科医師法
六 保健師助産師看護師法
七 歯科衛生士法
八 医療法
九 身体障害者福祉法
十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
十一 生活保護法
十二 社会福祉法
十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
十五 薬剤師法
十六 老人福祉法
十七 理学療法士及び作業療法士法
十八 高齢者の医療の確保に関する法律
十九 社会福祉士及び介護福祉士法
二十 義肢装具士法
二十一 精神保健福祉士法
二十二 言語聴覚士法
二十三 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
二十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
二十五 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
二十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
二十七 子ども・子育て支援法
二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
二十九 国家戦略特別区域法（第十二条の五第七項の規定に限る。）
三十 難病の患者に対する医療等に関する法律
三十一 公認心理師法
三十二 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律
三十三 臨床研究法
(指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読み替え)

第三十五条の六 法第七十八条の十二の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

八 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修及び法第六十九条の八第二項に規定する更新研修を修了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

二 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

本 研修事務の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

都道府県知事は、指定研修実施機関が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第六十九条の三十三第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により法第六十九条の三十三第一項の指定を受けたとき。
- 二 法第六十九条の三十三第二項の規定により準用する法第六十九条の二十九の命令に違反したとき。
- 三 前項各号の要件を満たすことができなくなったと認められたとき。

都道府県知事は、法第六十九条の三十三第一項の規定による取消しを行つたときは、その旨を公示しなければならない。

- 4 前三項に規定するもののほか、指定研修実施機関に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 3 都道府県知事は、法第六十九条の三十三第一項の規定による取消しを行つたときは、その旨を公示しなければならない。

第三節 介護老人保健施設

(介護老人保健施設に関する読み替え)

第三十六条 法第一百五条の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

(法第一百六条ただし書の政令で定める規定等)	読み替える字句	読み替える字句
第三十七条 法第一百六条ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。		
一 健康保険法、健康保険法施行令及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）の規定	歯科医師、薬剤師その他の従業者	看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者
二 船員保険法及び船員保険法施行令の規定	第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項介護保険法第一百一条、第一百二条第一項、第百三条第三項又は第四百四条第一項若しくは第三項	第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項介護保険法第一百一条、第一百二条第一項、第百三条第三項又は第四百四条第一項若しくは第三項
三 消防法、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定		
四 医師法の規定（同法第十六条の二第一項及び第十六条の五に限る。）		
五 歯科医師法の規定（同法第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。）		
六 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の規定		
七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定（同法第十九条の五、第十九条の十及び第一十九条第四項に限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第一百五十五号）の規定（同令第二条の三第一項に限る。）		
八 渔港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第一百三十七号）の規定		
九 生活保護法の規定		
十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定		
十一 地方税法の規定（同法第五百八十六条第二項第五号及び第七百一条の三十四第三項第九号に限る。）		
十二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定（同法第十条第一項第一号に限る。）		
十三 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の規定（同法第二十四条第一項第三号、第二十五条第一項、第二十七条第一項及び第二項並びに第四十四条の二第一項に限る。）及び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第一百七十九号）の規定		
十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定（同法第二十二条第一項第一号に限る。）		
十五 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一百六号）及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の規定		
十六 国家公務員共済組合法及び国家公務員等共済組合法施行令の規定		
十七 国民健康保険法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の規定		
十八 地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法施行令の規定		
十九 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の規定		
二十 水源地域対策特別措置法（昭和四八年法律第八十九号）及び水源地域対策特別措置法施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医疗の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百一十五号）の規定		
二十一 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の規定（同法第九十条第一項第一号に限る。）		
二十二 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の規定（同法第二十条第一項第一号に限る。）		
二十四 法の規定		

建築基準法及び建築基準法施行令	病院	病院	病院
建築士法	診療所	入所定員十九人以下	診療所
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令	病院	入所定員二十人以上	診療所
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令	病院	入所定員十九人以下	診療所
がん登録等の推進に関する法律及びがん登録等の推進に関する法律施行令	診療所	入所定員二十人以上	病院
駐車場法施行令	病院	入所定員十九人以下	診療所
消防法施行令	病院	入所定員二十人以上	病院
水質汚濁防止法施行令	診療所	入所定員二十人以上	病院
瀬戸内海環境保全特別措置法施行令	病院	入所定員十九人以下	診療所
勅令及び政令以外の命令であつて、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとされているもの	病院	入所定員十九人以下	病院
当該命令を発する者が定めるもの	病院	入所定員十九人以下	病院
当該命令を発する者が定めるもの	病院	入所定員十九人以下	病院

(調査事務規程)

第三十七条の六 指定調査機関は、調査事務の開始前に、厚生労働省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとともも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が調査事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(調査員の要件)

第三十七条の七 法第百十五条の三十七第二項の政令で定める調査員（以下この条において「調査員」という。）の要件は、都道府県知事又はその指定する者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下この条において「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する調査員名簿に登録されていることとする。

2 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、調査員登録証明書を作成し、当該登録に係る調査員に交付しなければならない。

3 調査員登録証明書を交付した都道府県知事は、調査員登録証明書を作成し、当該登録に係る調査員に交付しなければならない。

4 対し、調査員登録証明書の返還を求めなければならぬ。

1 虚偽又は不正の事実に基づいて調査員登録証明書の交付を受けた者

2 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者

3 前二号に掲げる者のほか、調査員の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

4 第一項の調査員養成研修を行う者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

1 法人であること。

2 調査員養成研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

3 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

4 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

5 調査員養成研修を修了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

6 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

7 調査員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行つた場合に、当該指示に従うこと。

8 都道府県知事は、調査員養成研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくたと認められるときは、第一項の指定を取り消すことができる。

9 都道府県知事は、第一項の規定による取消しを行つたときは、その旨を公示しなければならない。

10 前各項に規定するものほか、調査員養成研修に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(改善命令)

第三十七条の八 都道府県知事は、指定調査機関が第三十七条の三第一号から第四号までのいずれかに該当するに至つたと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

(指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示)
(指定調査機関の指定の取消し等)

第三十七条の九 都道府県知事は、法第百十五条の四十一の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十七条の十 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 指定調査機関が、不正の手段により、法第百十五条の三十六第一項の指定を受けたとき。

2 指定調査機関が、第三十七条の三第一号、第五号、第七号及び第八号のいずれかに該当するに至つたとき。

3 指定調査機関が、第三十七条の四第二項又は第三十七条の六第一項の規定に違反したとき。

4 指定調査機関が、第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八の規定による命令に違反したとき。

5 指定調査機関が、第三十七条の六第一項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行つたとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定情報公表センターの指定等についての準用)

第三十七条の十一 第三十七条の三、第三十七条の四第一項及び第三十七条の十の規定は指定情報公表センターの指定について、第三十七条の四第二項及び第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十七条の八並びに第三十七条の九の規定は指定情報公表センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条の三	第一百十五条の三十六第一項	第一百十五条の四十二第一項
第三十七条の四第二項及び第二項	調査事務	情報公表事務
第三十七条の四第二項	前項	情報公表事務
第三十七条の五第一項	調査事務	情報公表事務
第三十七条の五第一項	前項	第三十七条の十一において準用する前項
第三十七条の六第一項	調査事務	情報公表事務
第三十七条の六第一項	調査を	情報公表事務
第三十七条の六第二項	調査事務	公表を
第三十七条の五第二項	調査事務	情報公表事務
第三十七条の六第一項	調査事務の	情報公表事務の
第三十七条の六第一項	調査事務規程	情報公表事務規程
第三十七条の八	前項	第三十七条の十一において準用する前項
第三十七条の九	調査事務	情報公表事務
第三十七条の十第一項	調査事務の	情報公表事務の
第三十七条の三第二号から第四号まで	第三十七条の三第二号から第四号まで	第三十七条の十一において準用する第三十七条の三第二号から第四号まで
第三十七条の三第一号、第五号、第七号及び第八号	情報公表事務	情報公表事務
第三十七条の三第一号、第五号、第七号及び第八号	第一百五十五条の四十一	第一百五十五条の四十二第三項において準用する法第一百十五条の四十一
第三十七条の三十六第一項	情報公表事務の	情報公表事務の
第一百五十五条の三十六第一項	第一百五十五条の四十二第一項	第一百五十五条の四十二第二項
第三十七条の四第二項又は第三十七条の六第一項	第三十七条の十一において準用する第三十七条の三第一号、第五号、第六号及び第八号	第三十七条の十一において準用する第三十七条の三第一号、第五号、第六号及び第八号
第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八	第三十七条の十一において準用する第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八	第三十七条の十一において準用する第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八
第三十七条の六第一項	第三十七条の十一において準用する第三十七条の六第一項	第三十七条の十一において準用する第三十七条の六第一項
第三十七条の十第一項	前項	第三十七条の十一において準用する前項
第三十七条の十第一項	調査事務	情報公表事務
（指定情報公表センターに関する読み替え）	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第三十七条の十二 法第一百十五条の四十二第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第一百五十五条の三十八第一項	次項	第一百五十五条の四十二第三項において準用する次項
第一百五十五条の四十第二項	前項	第一百五十五条の四十二第三項において準用する前項

第五章 地域支援事業

（地域支援事業の額）

第三十七条の十三 平成二十七年度の法第一百十五条の四十五第四項の政令で定める額（同条に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち同条第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額

（1） 平成二十六年度特定予防給付費額及び平成二十六年度介護予防等事業費額の合算額に平成二十七年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

（2） 平成二十七年度の経過的特定予防給付費額

ロ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額

（1） 平成二十六年度の予防給付費額及び平成二十六年度介護予防等事業費額の合算額に平成二十七年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

- 二 平成二十七年度の予防給付費額
- (2) 平成二十七年度において特定事情市町村と認められた市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいかが高い額
- イ 当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に掲げる額を控除して得た額
- ロ 当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に掲げる額を控除して得た額
- 分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいかが高い額
- イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額のうちいかが高い額
- ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- (1) 前項第一号イ(1)に掲げる額に平成二十八年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額
- (2) 平成二十八年度の経過的特定予防給付費額
- ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- (1) 前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成二十八年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額
- (2) 平成二十八年度の予防給付費額
- 二 平成二十七年度又は平成二十八年度において特定事情市町村と認められた市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいかが高い額
- イ 当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に掲げる額を控除して得た額
- ロ 当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に掲げる額を控除して得た額
- 三 平成二十九年度の法第百五十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいかが高い額
- イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- ロ 当該市町村における(1)に掲げる額に平成二十九年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額
- (2) 平成二十九年度の経過的特定予防給付費額
- ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- (1) 前項第一号イ(1)に掲げる額に平成二十九年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額
- (2) 平成二十九年度の予防給付費額
- 二 平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認められた市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいかが高い額
- イ 当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に掲げる額を控除して得た額
- ロ 当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に掲げる額を控除して得た額
- 一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいかが高い額
- イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- ロ 当該市町村における(1)に掲げる額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額
- (1) 前項第一号イ(1)に掲げる額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額
- (2) 当該年度の当該市町村の被保険者に対する法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額
- ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- (1) 前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額
- (2) 当該年度の予防給付費額
- 二 平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額又は次のイ若しくはロに掲げる額のうち最も高い額
- イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額
- ロ 平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び経過的特定予防給付費額の合算額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額
- (1) 平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び経過的特定予防給付費額の合算額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額
- (2) 前号イ(2)に掲げる額

- 口 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額
- （2）前号口（2）に掲げる額
- 5 前各項の規定にかかわらず、災害による居宅要支援被保険者等（法第一百十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）の数の増加、法第八条の二第二項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施、当該年度の七十五歳以上被保険者数変動率が一を下回る市町村による将来における当該費用の低減に資すると見込まれる事業の実施その他の厚生労働大臣が定める事由により当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額が前各項に規定する額を超えると厚生労働大臣が認める市町村における同年度の法第一百十五条の四十五第四項の政策で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、前各項に規定する額に当該市町村における当該事由により増加する介護予防・日常生活支援総合事業費額の範団内において厚生労働大臣が認める額を加えて得た額とする。
- 6 平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度の法第一百十五条の四十五第四項の政策で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業を除く事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる市町村以外の市町村 当該市町村における次のイ及びロに掲げる額の合算額
- イ 平成二十六年度介護予防等事業以外上限額に平成二十七年度から当該年度までの各年度の第一号被保険者数変動率を乗じて得た額
- ロ 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額
- 二 当該年度において介護給付費等適正化推進市町村と認められた市町村 当該市町村における次のイからハまでに掲げる額の合算額
- イ 任意事業平均的費用額に当該年度の第一号被保険者数を乗じて得た額
- ロ 地域包括支援センター平均的運営費額に、当該年度の第一号被保険者数変動率を乗じて得た額
- 三 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額
- 4 平成三十年度以後の各年度の法第一百十五条の四十五第四項の政策で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業を除く事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる市町村以外の市町村 当該市町村における次のイ及びロに掲げる額の合算額
- イ 平成二十六年度介護予防等事業以外上限額に平成二十七年度から当該年度までの各年度の第一号被保険者数変動率を乗じて得た額
- ロ 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額
- 二 平成二十九年度において介護給付費等適正化推進市町村と認められた市町村 当該市町村における次のイからハまでに掲げる額の合算額
- イ 任意事業平均的費用額に当該年度の第一号被保険者数を乗じて得た額
- ロ 地域包括支援センター平均的運営費額に、当該年度の第一号被保険者数を地域包括支援センター標準的利用第一号被保険者数で除して得た率（当該率が〇・五未満であるときは、〇・五）を乗じて得た額
- 三 当該年度の特定包括的支援事業費額として厚生労働大臣が認める額
- 5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 医療介護総合確保推進法 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）をいう。
- 二 第三号旧介護保険法 医療介護総合確保推進法附則第九条に規定する第三号旧介護保険法をいう。
- 三 平成二十六年度特定予防給付費額 各市町村における平成二十六年度の第三号旧介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護、同条第七項に規定する介護予防通所介護及び同条第十八項に規定する介護予防支援に係る予防給付に要した費用の額をいう。
- 四 平成二十六年度介護予防等事業費額 各市町村における平成二十六年度の第三号旧介護保険法第一百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業（第十一号において「介護予防等事業」という。）に要した費用の額をいう。
- 五 七十五歳以上被保険者数変動率 各市町村における七十五歳以上の被保険者の数の変動率として厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。
- 六 経過的特定予防給付費額 各市町村における次のイからハまでに掲げる法の規定による保険給付に要する費用の額の合算額をいう。
- イ 当該市町村の医療介護総合確保推進法附則第十二条の厚生労働省令で定める者による同条の規定によりなおその効力を有するものとされた第三号旧介護保険法第八条の二第一項において「介護予防等事業」とい及び第七項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定に係る保険給付（イに掲げる保険給付を除く。）
- 八 当該市町村の被保険者に対する法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援に係る保険給付
- 七 予防給付費額 各市町村における予防給付に要する費用の額をいう。
- 八 特定事情市町村 介護予防・日常生活支援総合事業を効率的に実施する体制の確保が困難な事情がある市町村その他平成二十七年度から平成二十九年度までのいづれかの年度において当該市町村における当該年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額を同年度の第一項第一号、第二項第一号又は第三項第一号に定める額の範団内にすることが困難な事情があると厚生労働大臣が認める市町村をいう。

九 調整率 百分の百十を各市町村における平成二十七年度の七十五歳以上被保険者数変動率で除して得た率（当該率が一未満であるときは、一）をいう。	
十 介護予防・日常生活支援総合事業費額 各市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額をいう。	
十一 平成二十六年度介護予防等事業以外上限額 各市町村における平成二十六年度の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百三十八号）第二条の規定による改正前の第三十七条の十三第一項の地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額（平成二十六年度において同条第三項第一号の規定の適用を受けた市町村にあっては、同号の地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額）をいう。	
十二 第一号被保険者数変動率 各市町村における第一号被保険者の数の変動率として厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。	
十三 特定包括的支援事業費額 各市町村における法第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業及び法第百十五条の四十八第一項に規定する会議を行う事業に要する費用の額をいう。	
十四 介護給付費等適正化推進市町村 介護給付及び予防給付に要する費用の適正化を積極的に推進していることその他の厚生労働省令で定める要件に該当すると厚生労働大臣が認める市町村をいう。	
十五 任意事業平均的費用額 法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業に要する費用の額の第一号被保険者一人当たりの一年間の全国の平均額として厚生労働省令で定める額をいう。	
十六 第一号被保険者数 各市町村における第一号被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定する数をいう。	
十七 地域包括支援センター平均的運営費額 法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（次号において「地域包括支援センター」という。）一施設当たりの一年間の運営に要する費用の額の全国の平均額として厚生労働省令で定める額をいう。	
十八 地域包括支援センター標準的利用第一号被保険者数 地域包括支援センター一施設当たりの第一号被保険者の利用者数の全国の標準的な人数として厚生労働省令で定める数をいう。	
(地域包括支援センターに関する読み替え)	
第三十七条の十四 法第百十五条の四十六第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	
法の規定中読み替える規定 読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条の十四第一項	第六十九条の十四第一項
第六十九条の十一第一項の登録を	市町村長
登録を受けた者	当該市町村又は第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者が地域包括支援センターを設置
主たる事務所	地域包括支援センターの設置者
登録をした日	当該地域包括支援センター
登録試験問題作成機関	地域包括支援センターを設置した日
主たる事務所	地域包括支援センターの設置者（第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者に限る。）
厚生労働大臣及び第六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関にその試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）	当該地域包括支援センター
第六十九条の十四第三項	市町村長
前項	当該市町村が設置した地域包括支援センターについてその名称若しくは所在地に変更があるとき、又は第百十五条の四十六第一項において準用する前項
(地域包括支援センターの職員に対する研修)	
第三十七条の十五 地域包括支援センター（法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下この項において同じ。）の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、その職員に対し、地域包括支援センターの業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るために研修を受けさせなければならない。	
2 前項の研修は、厚生労働大臣が定める基準に従い、都道府県知事が行うものとする。	
(住所地特例適用被保険者に係る地域支援事業に要する費用の負担金)	
第三十七条の十六 法第百二十四条の三の規定による負担金は、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者（法第十三条第三項に規定する住所地特例適用被保険者をいう。以下同じ。）が入所又は入居（次項において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下同じ。）の所在する施設所在市町村（法第十三条第三項に規定する施設所在市町村をいう。以下同じ。）に対しても、厚生労働省令で定めるところにより、各年度、負担するものとする。	
2 法第百二十四条の三の規定により市町村が負担する額は、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が行う地域支援事業に要する費用のうち、次に掲げる費用の合算額とする。	
一 法第百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費（当該住所地特例適用被保険者に係るものに限る。）	
二 法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業（法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者によるものを除く。）に要する費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した費用（当該住所地特例適用被保険者に係るものに限る。）	

第五章の二 手数料
(手数料の額等)

第三十七条の十七 法第百十八条の十一第一項の規定により匿名介護保険等関連情報利用者（法第百十八条の四に規定する匿名介護保険等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名介護保険等関連情報（法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに五千九百円とする。

2 前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第百十八条の十一第一項の規定により支払基金等（法第百十八条の十に規定する支払基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

(手数料の免除)

第三十七条の十八 法第百十八条の十一第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第百十八条の三第一項第一号に掲げる者

二 法第百十八条の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三 法第百十八条の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2 厚生労働大臣は、匿名介護保険等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第百十八条の十一第一項の手数料を免除する。

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名介護保険等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第百十八条の十の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第百十八条の三第一項の規定による匿名介護保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行なう場合にあつては、支払基金等）に提出しなければならない。

第六章 保険料

(保険料率の算定に関する基準)

第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常るべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者 十分の四・五五

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの（ロに該当する者を除く。）

(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（以下この項及び次条第一項において「市町村民税世帯非課税者」という。）

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

ニ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号

ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 十分の六・八五

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの

ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 十分の六・九

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四

五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 十分の九

- イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が八十万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く）、次号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口又は第十二号口に該当する者を除く。）
- 五 次のいずれかに該当する者 十分の十
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く）、次号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口又は第十二号口に該当する者を除く。）
- 六 次のいずれかに該当する者 十分の十二
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法による特別控除のある場合には、当該合計所得金額から第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イ並びに次条第一項各号列記以外の部分、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イにおいて同じ。）が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く）、次号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口又は第十二号口に該当する者を除く。）
- 七 次のいずれかに該当する者 十分の十三
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く）、次号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口又は第十二号口に該当する者を除く。）
- 八 次のいずれかに該当する者 十分の十五
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く）、次号口、第九号口、第十号口、第十一号口又は第十二号口に該当する者を除く。）
- 九 次のいずれかに該当する者 十分の十七
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く）、次号口、第十号口、第十一号口又は第十二号口に該当する者を除く。）
- 十 次のいずれかに該当する者 十分の十九
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く）、次号口、第十二号口に該当する者を除く。）
- 十一 次のいずれかに該当する者 十分の二十一
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く）、次号口、第十二号口に該当する者を除く。）
- 十二 次のいずれかに該当する者 十分の二十三
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口に該当する者を除く。）
- 十三 前各号のいずれにも該当しない者 十分の二十四
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- 十四 前各号の基準額は、計画期間（法第四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）に、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする。
- 十五 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第一号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。
- 十六 介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額
- 十七 法第二十一条、第二百二十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による調整交付金、法第二百二十二条の二並びに第二百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第二百二十二条の三第二項の規定による交付金（介護保険事業に要する費用に充てるべき部分に限る。）、法第二十五条の規定による介護給付費交付金、法第二百二十六

条の規定による地域支援事業支援交付金、法第二百一十七条及び第二百一十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（法第二百二十四条の一第一項の規定による繰入金

及び介護保険の事務の執行に要する費用に係るもの(除く。)の額の合算額
第二項の予定保険料収納率は、計画期間における各年度に賦課すべき保険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の合算額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率とする。

第二項の補正第一号被保険者数は、計画期間における各年度について第一項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、それぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）を乗じて得た数を合計した数を当該計画期間について合算した数とする。

第一項第六号の基準所得額は同項第七号の基準所得額未満の額であつて全ての市町村に係る同項第六号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と全ての市町村に係る同項第七号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合には、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

第一項第七号の基準所得金額は、全ての市町村に係る第一号から第四号までに掲げる規定に該当する第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数と、全ての市町村に係る第五号から第十一号までに掲げる規定に該当することとなる第一号被保険者数の見込数に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た数を合算した数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合には、保険料収納必要額を保険料により確保することがで

さるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘査して設定する額とすることができる。

四三二
第一項
第三号

五十四 第一項第四号第一項第六号及び第一項第七号

一七六
第一項
第一號
第一九八
第一分之一
第一七五

第一項第十二号 十分の十三
第一項第十三号 十分の十四

第一項第八号の基準所得額は同項第七号の基準所得額を超える額であつて全ての市町村に係る同項第八号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数と全額によることが適当でないと認めら
第九号から第十三号までに該当することとなる第一号被保険者数の見込数との均衡が図られることを勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でない

保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込み数等を勘案して算定する額とする」とができる。

次に各号に掲げる基準所得金額は、前項の規定により定める額に、それと当該各号に定める額を加えた額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合には、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が第一項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

二 第一項第九号の基準所得金額	百万円
第一項第十号の基準所得金額	二百万円

四三
第一項第十一号の基準所得金額
第一二号の基準所得金額
四百万元円

法第一百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について第二項から第五項までの規定を適用する場合においては、第二項中「計画期間（法第一百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。）」とあるのは「事業実施期間（法第一百四十八条第一項に規定する事業実施期間をいう。）」と、第三項中「計画期間」とあるのは「事業実施期間」と、同項第一号中

「償還に要する費用の額」とあるのは、「償還に要する費用の額、市町村相互財政安定化事業（法第百四十八条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業をいう。以下この条において同じ。）により負担する費用の額」と、同項第二号中「補助金」とあるのは、「補助金、市町村相互財政安定化事業により交付される費用の額」と、第四項及び第五項中「計画期間」とあるのは、「事業実施期間」

第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合とする。

を設定するときは、当該割合）から十分の一・七を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合

を設定するときは、当該割合）から十分の二を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第二百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合

を設定するときは、当該割合から十分の〇・〇五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

(特別の基準による保険料率の算定)

第三十九条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第十三号に掲げる第一号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

一 次のいずれかに該当する者 十分の四・五五を標準として市町村が定める割合

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの（口に該当する者を除く。）

市町村民税世帯非課税者

要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

被保護者

ハ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

ニ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第三号

ロ、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 十分の六・八五を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 十分の六・九を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第

五号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 十分の九を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 十分の十を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 十分の十を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

九 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

- 四 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（一）に係る部分を除く。）、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）
- 十 次のいずれかに該当する者（前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合）
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（一）に係る部分を除く。）、次号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）
- 十一 次のいずれかに該当する者（前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合）
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（一）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）
- 十二 次のいずれかに該当する者（前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合）
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（一）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）
- 十三 次のいずれかに該当する者（前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合）
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（一）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）
- 十四 前各号のいずれにも該当しない者（前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合）
- 1 市町村は、前項の規定により、同項各号に定める割合、同項第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに規定する額並びに同項第十三号に掲げる第一号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。
- 2 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の一・七を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た額であることとする。
- 3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の基準額の算定について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項各号」と、「標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）」とあるのは「次条第一項各号」と読み替えるものとする。
- 4 前条第十項の規定は、法第四百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について前項の規定において準用する。
- 5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の一・七を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
- 6 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の一・七を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
- 7 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第四百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の一・七を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
- （法第四百三十二条に規定する政令で定める年金給付等）
- 第四十条** 法第一百三十二条に規定する政令で定める年金たる給付は次のとおりとする。
- 一 国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法附則第九条の三第一項による老齢年金
- 二 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（第四十二条において「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金
- 三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）による障害厚生年金及び遺族厚生年金
- 四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（第四十二条において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齡年金、特例老齡年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金
- 2 法第一百三十二条に規定する政令で定める年金たる給付に類する給付は、次のとおりとする。
- 一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（第四十二条において「旧船員保険法」という。）による老齡年金、通算老齡年金、障害年金及び遺族年金
- 二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び第四十二条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- 三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- 四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（第四十二条において「旧国共済法」という。）及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- 五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金

- 八 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

九 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第八号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

十 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第八号。次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金

十一 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

（特別徴収の対象となる年金額）

第四十一条 法第二百三十四条第一項第一号及び第二項から第六項までに規定する政令で定める額は、十八万円とする。

（年金保険者の市町村に対する通知の経由の順序）

第四十二条 法第二百三十四条第七項（法第二百三十七条第九項（法第二百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。））及び同条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の順に経由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行うものとする。

四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する場合においては、法第二百三十四条第七項に規定する年金保険者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）及び同条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の順に経由して当該通知を行いうるものとする。

四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）に規定する場合においては、法第二百三十四条第九項（法第二百三十七条第九項（法第二百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する場合においては、法第二百三十四条第八項に規定する年金保険者は、指定法人及び連合会の順に経由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行いうものとする。

四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）において準用する場合においては、法第二百三十四条第八項に規定する場合においては、法第二百三十四条第八項に規定する地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の順に経由して行われるよう地方公務員共済組合連合会に伝達することにより、これらを経由して当該通知を行いうものとする。

（特別徴収対象年金給付の順位）

第四十三条 法第二百三十五条第六項の規定により、同一の同条第五項に規定する特別徴収対象被保険者について同条第六項に規定する特別徴収対象年金給付が二以上ある場合においては、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付（法第二百三十二条において規定する老齢等年金給付をいう。以下この条において同じ。）について保険料を徴収させるものとする。ただし、新たに先順位となるべき老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなつたときは、当該裁定のあつた日の属する年度の翌年度の九月三十日までの間は、現に徴収させている当該老齢等年金給付について引き続き保険料を徴収させるものとする。

（特別徴収対象年金給付の順位）

一 国民年金法による老齢基礎年金

二 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金

三 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金

四 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齡年金

五 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八号。以下この号において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

六 国民年金法による障害基礎年金

七 厚生年金保険法による障害厚生年金（政府が支給するものに限る。）

八 旧国民年金法による障害年金

九 旧船員保険法による障害年金

十 旧厚生年金保険法による障害年金

十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

十二 旧国共済法による障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）

十三 国民年金法による遺族基礎年金

十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（政府が支給するものに限る。）

- 十五 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
- 十六 旧船員保険法による遺族年金
- 十七 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十八 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 十九 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（第五号に掲げる年金を除く。）
- 二十 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第一号に定める者に限る。第二十四号において「第一号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）
- 二十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（第十一号に掲げる年金を除く。）
- 二十二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金
- 二十三 旧国共済法による障害年金（第十二号に掲げる年金を除く。）
- 二十四 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第二号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
- 二十五 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（第十七号に掲げる年金を除く。）
- 二十六 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金
- 二十七 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（第十八号に掲げる年金を除く。）
- 二十八 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 二十九 移行農林共済年金のうち障害年金
- 三十 移行農林年金のうち障害年金
- 三十一 移行農林共済年金のうち遺族共済年金
- 三十二 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金
- 三十三 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 三十四 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第四号に定める者に限る。第三十七号において「第四号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）
- 三十五 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金
- 三十六 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 三十七 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第四号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
- 三十八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金
- 三十九 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
- 四十 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 四十一 厚生年金保険法による障害厚生年金（同法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者に限る。第四十五号において「第三号厚生年金実施機関」という。）が支給するものに限る。）
- 四十二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する給付のうち障害共済年金
- 四十三 旧地共済法による障害年金
- 四十四 厚生年金保険法による障害厚生年金（第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
- 四十五 厚生年金保険法による遺族厚生年金（第三号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
- 四十六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
- 四十七 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金
- 四十八 旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金
- （市町村の年金保険者に対する通知の経由の順序）
- 第四十二条の二** 法第一百三十六条第四項（法第一百三十八条第二項（法第一百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第三項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）、第一百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第一百四十二条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の通知は、連合会及び指定法人の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由してしなければならない。
- 2 法第一百三十六条第五項（法第一百三十八条第二項（法第一百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）、第一百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第一百四十二条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の通知は、連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由してしなければならない。

3

3 法第百三十六条第六項（法第百三十八条第二項（法第百四十条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）、第一百四十四条第三項（第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第一百四十二条第二項並びに第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の通知は、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由してしなければならない。

(特別教員対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等これら市町村による通知に関する統合化)

(牛男得取支給被保険者が被保険者登録を要する場合は、前項に規定する「田林」の通知に付する書類による)

第四十三条 法第百三十八条第一項（法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による法第百三十六条第四項から第八項までの規定の準用については、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百三十八条第一項（第百四十条第三項において準用する場合を含む。）」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険

者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第一百三十八条第一項（第一百四十四条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第五項」とあるのは「第一百三十八条第二項（第一百四十四条第三項において準用する場合を含む。）」において準用する第五項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第一百三十八条第二項（第一百四十四条第三項において準用する場合を含む。）」において準用する前項」と読み替えるものとする。

(仮)徴収に関する読替え

法の規定中読み替える規定	読み替える字句（法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合）
第一百三十六条第一項	第一百三十四条第一項の規定に第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとする場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするとき	第一百三十四条第一項の規定に第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとする場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定によつて保険料を徴収しようとするとき
第一百三十六条第三項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額
第一百三十六条第四項から第六項まで	年八月三十一日まで	年八月三十一日まで
第一百三十六条第七項	第一項 年の七月三十一日まで	第一項 年の前年の八月三十一日まで
第一百三十六条第八項	前項 前条第一項 支払回数割保険料額	第一項 年四月二十日まで 年四月二十日まで 年四月二十日まで
第一百三十七条第一項	第五项 同条第三項において準用する第五項	第五项 同条第三項において準用する第五項 同条第三項において準用する第五項
第一百三十七条第二項	当該年の十月一日から翌年三月三十日まで	当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで
第一百三十七条第三項	前項 第一項 支払回数割保険料額に相当する額	前項 第一項 支払回数割保険料額に相当する額
第一百三十七条第五項	当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで	当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで
第一百三十七条第六項	前項 第一項 支払回数割保険料額	前項 第一項 支払回数割保険料額に相当する額
第一百三十七条第七項	当該年の六月一日から九月三十日まで	当該年の六月一日から九月三十日まで
第一百三十七条第八項	当該年の六月一日から九月三十日まで	当該年の六月一日から九月三十日まで
第一百三十七条第九項	当該年の六月一日から九月三十日まで	当該年の六月一日から九月三十日まで
第六項	当該年の六月一日から九月三十日まで	当該年の六月一日から九月三十日まで
第一百四十条第三項において準用する第六項	当該年の六月一日から九月三十日まで	当該年の六月一日から九月三十日まで

第一百三十八条第一項	第一百三十六条第一項	第一百四十条第三項において準用する第一百三十六条第一項	第一百四十条第三項において準用する第一百三十六条第一項
第一百三十八条第二項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額
第一百三十八条第三項	第一項	第一百四十条第三項において準用する前項	第一百四十条第三項において準用する前項
第一百三十八条第四項及び第一百三十 九条第三項	特別徴収対象保険料額	第一百四十条第三項において準用する第一項	第一百四十条第三項において準用する第一項
第一百三十八条第四項及び第一百三十 九条第三項	前項	第一百四十条第三項において準用する前項	第一百四十条第三項において準用する前項
第一百三十六条第一項	第一百四十条第三項において準用する前項	第一百四十条第三項において準用する前項	第一百四十条第三項において準用する前項
第一百三十六条第二項	前項	第一百四十条第三項において準用する前項	第一百四十条第三項において準用する前項
第一百三十六条第三項	前項	第一百四十条第三項において準用する前項	第一百四十条第三項において準用する前項
第一百三十六条第四項から第六項まで	前項	第一百四十条第三項において準用する前項	第一百四十条第三項において準用する前項
第一百三十六条第七項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第一百三十六条第八項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第一百三十七条第一項	第五項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第一百三十七条第二項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第一百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第一百三十七条第六項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第一百三十七条第七項	第一項及び第四項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第一百三十七条第八項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第一百三十七条第九項	第六項	令第四十五条の二第一項において準用する第六項	令第四十五条の二第一項において準用する第六項
第一百三十八条第一項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第一百三十八条第二項	第六項	令第四十五条の二第一項において準用する第六項	令第四十五条の二第一項において準用する第六項

第一百三十八条第四項及び第一百三十九条第三項前項	特別徴収対象保険料額	第一百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料額 令第四十五条の六において準用する前項
第七章 審査請求	(公益を代表する委員の員数の基準)	
	(審査請求書の記載事項等)	
第四十七条 法第百八十三条第一項の審査請求(法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する处分に係るものを除く。)においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。		
一 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者証の番号		
二 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、審査請求人の被保険者との関係		
第四十八条 法第百九十三条第二項の規定による通知は、移送の理由を記載した文書をもつて行わなければならない。 (保険者等に対する通知)		
第四十九条 法第百九十三条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しをもつて行わなければならない。		
(裁決書の記載事項)		
第五十条 法第百八十三条第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項(法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する处分に係る審査請求にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。		
一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。)の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所の所在地		
二 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者証の番号		
三 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、その氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所の所在地及び被保険者との関係		
四 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所又は居所		
五 原処分をした保険者の名称及び事務所の所在地		
六 裁決の主文		
七 事案の概要		
八 行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人の主張の要旨		
九 裁決の理由		
十 裁決の年月日		
(関係人に対する旅費等)		
第八章 雜則		
(事業の実施状況の報告)		
第五十一条 都道府県が法第百九十四条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法第一百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。		
第九章		
(施行法第一項の政令で定める日)		
第五十二条 施行法第一条第一項の政令で定める日は、平成十八年三月三十一日とする。 (適用除外とされた者に係る住所地特例の適用に関する説替え)		
第五十二条の二 施行法第十一条第三項の規定による技術的説替えは、次の表のとおりとする。		

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百三十四条第一項	第十三条第一項又は第二項	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一條第三項の規定により読み替えて適用する第十三条第一項又は第二項

（施行法第十六条第一項第一号の政令で定める額）
第五十三条 施行法第十六条第一項第一号の政令で定める額は、十八万円とする。

（施行日前の特別徴収に係る年金保険者の市町村に対する通知に関する読み替え）

第五十四条 施行法第十六条第一項第一号の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百三十四条第二項	前項	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十六条第一項
第一百三十四条第三項	第一項	施行法第十六条第四項において準用する法第一百三十六条（第二項を除く。）
第一百三十四条第四項	第一百三十六条	施行法第十六条第一項

（平成十二年度における特別徴収の仮徴収の額）
第五十五条 施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、平成十二年度を初年度とする事業運営期間におけるすべての市町村に係る第三十八条第一項の基準額の見込額の平均の二分の一に相当する額を、平成十二年四月一日から九月三十日までの間ににおける施行法第十六条第一項の規定による通知に係る老齢退職年金給付の支払の回数で除して得た額として厚生労働省令で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の厚生労働省令で定める額によることが適当でないと認める市町村にあっては、当該市町村に係る第三十八条第一項の基準額の見込額等を勘案して市町村が別条例で定める額とすることができる。
(平成十二年度における特別徴収の仮徴収に関する読み替え)

第五十六条 施行法第十六条第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百三十五条第二項	前項本文	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十六条第三項
第一百三十五条第三項	前条第一項	施行法第十六条第一項
第一百三十六条第一項	前条 支払回数割保険料額	施行法第十六条第三項並びに同条第四項の規定により読み替えて準用する第一百三十五条第二項及び第三項
第一百三十六条第三項	当該年度の初日の属する年の八月三十一日	施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
第一百三十六条第四項から第六項まで	当該年度の初日の属する年の七月三十一日	施行法第十六条第一項に規定する基準日の属する年の翌年の二月二十九日
第一百三十七条第一項	同項に規定する支払回数割保険料額	施行法第十六条第一項に規定する基準日の属する年の翌年の一月三十一日
第一百三十七条第四項	当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで	施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
第一百三十七条第七項及び第一百三十八条第一項	第一百三十五条 支払回数割保険料額	施行法第十六条第一項に規定する基準日の属する年の翌年の九月三十日まで
第一百三十八条第三項	特別徴収対象保険料額	施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
第一百三十九条第二項	徴収すべき保険料額	施行法第十六条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額

（平成十二年度における特別徴収の仮徴収に係る特別徴収対象年金給付の順位）
第五十七条 第四十二条の規定は、施行法第十六条第三項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、第四十二条中「同条第二項に規定する特別徴収対象被保険者」とあるのは「施行法第十六条第三項に規定する第一号被保険者」とあるのは「同条第三項に規定する特別徴収対象年金給付」と読み替えるものとする。
(指定居宅サービス事業者に関する経過措置)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第五十三条から第五十七条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。
(認定審査会の委員の任期の経過措置)
第二条 平成十三年三月三十一日以前に任命された認定審査会の委員の任期は、第六条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第五十三条から第五十七条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。
(認定審査会の委員の任期の経過措置)
第二条 平成十三年三月三十一日以前に任命された認定審査会の委員の任期は、第六条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

(保険料徴収権消滅期間及び給付額減額期間の算定方法に係る経過措置)

第三条 平成二十二年四月一日までに法第六十九条第一項に規定する認定を受けた法第六十二条に規定する要介護被保険者等について第三十三条及び第三十四条の規定を適用する場合においては、第三十三条中「要介護被保険者が認定（法第六十九条第一項に規定する認定）を受けていた日の十年前の日の属する年度」と、「認定」とあるのは「法第六十九条第一項に規定する認定」と、同条第二号及び第三十四条第一項第二号中「保険料額（認定を受けた日の十年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の十年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。）」とあるのは「保険料額」とする。

(訪問介護員養成研修の経過措置)

第四条 次に掲げる者は、訪問介護員養成研修の課程を修了した者とみなす。

一 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

二 この政令の施行の際現に訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、この政令の施行後当該研修の課程を修了し、厚生労働省令で定めるところにより、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

三 この政令の施行の際現に老人居宅介護等事業（施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が前二号に掲げる者と同等の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

(介護支援専門員実務研修等の経過措置)

第五条 次に掲げる者は、介護支援専門員実務研修を修了している者とみなす。

一 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了していいる者とみなす。

二 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了していいる者とみなす。

三 この政令の施行の際現に介護支援専門員実務研修受講試験に相当するものとして都道府県知事が認める試験に合格している者とみなす。

（平成十二年度から平成十四年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第六条 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における第三十八条第一項の基準額は、事業運営期間ごとに算定すべきものとする同条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの同条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、同条第二項から第七項までの規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

2 平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間における第三十九条第一項の基準額は、事業運営期間ごとに算定すべきものとする同条第三項において準用する第三十八条第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、第三十九条第三項において準用する第三十八条第二項から第五項までの規定及び第三十九条第四項において準用する第三十八条第七項の規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

（国の貸付金の償還期間等）

第七条 法附則第六条第三項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第六条第一項及び第二項の規定による国の一貸付金（以下「国の一貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

3 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の一貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

4 法附則第六条第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

(介護老人保健施設及び介護医療院に関する読み替え)

第七条の二 法附則第十条第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

医療法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百十一条		介護保険法附則第十条第一項において準用する第一百七条
	第百七条	同項において準用する第一百八条第一項
	第百八条第一項	同法附則第十条第一項において準用する第一百八条第二項ただし書
	同条第二項ただし書	同法附則第十条第一項において準用する第一百八条第二項ただし書
	同条第八項	同法附則第十条第一項において準用する第一百八条第八項
	同条第六項	同法附則第十条第一項において準用する第一百八条第六項
第一百八条から第一百十条まで		介護保険法附則第十条第一項において準用する第一百八条及び第一百十条

- 3 前二項の規定は、平成二十二年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十一年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十二年度」と、前項中「附則第十条第二項」とあるのは「附則第十条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、平成二十三年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十年中」とあるのは「平成二十二年度」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十三年度」と、第二項中「附則第十条第二項」とあるのは「附則第十条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。
- 5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようとするものとする。
- 第十三条 削除**
- （平成二十四年度から平成十六年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）
- 第十四条** 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項及び次条第一項において同じ。）については、第三十八条第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例標準割合」という。）を定めることができる。
- 2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（一）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四条第二項に規定する第一号被保険者」と、同条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十四条第二項」とする。
- 3 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、前項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」とあるのは「平成二十五年」と、前項中「附則第十四条第二項」とあるのは「附則第十四条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十四条第二項」とあるのは「附則第十四条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。
- 5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例標準割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようとするものとする。
- 第十五条** 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかかるわらず、特例標準割合を定めることができる。
- 2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（一）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第二項に規定する第一号被保険者」と、同条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十五条第二項」とする。
- 3 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年」と、前項中「附則第十五条第二項」とあるのは「附則第十五条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十五年」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十六年」と、第二項中「附則第十五条第二項」とあるのは「附則第十五条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。
- 5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例標準割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようとするものとする。
- 第十六条** 市町村は、第三十九条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかるわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。
- 2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（一）に係る部分を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六条第二項に規定する第一号被保険者」と、同条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項並びに附則第十六条第二項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十六条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。
- 3 前二項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは「平成二十四年中」と、「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年」と、前項中「附則第十六条第二項」とあるのは「附則第十六条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

- 第一項及び第二項の規定は、平成二十六年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」と、「平成二十四年度」とあるのは、「平成二十六年度」と、第二項中「附則第十六条第二項」とあるのは、「附則第十六条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかるわらず、特例割合を定めることができる。

前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（一）に係る部分を除く。）、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、同項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは、「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者」と、同条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項並びに附則第十七条第二項」とする。

前項の規定は、平成二十五年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十三年中」とあるのは、「平成二十四年度」とあるのは、「平成二十五年度」と、前項中「附則第十七条第二項」とあるのは、「附則第十七条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

（平成二十六年度における地域支援事業の額に関する特例）

第十八条 平成二十六年度において法第百十五条规定の四十五第三項第三号に掲げる事業のうち認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようとする市町村又は新たに実施しようとする市町村についての第三十七条の十三の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の三を乗じて得た額に二千五百万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額」と、「及び地域支援事業」とあるのは、「については給付見込額に百分の二を乗じて得た額、地域支援事業」と、「それぞれ百分の二」を乗じて得た額」とあるのは、「給付見込額に百分の二を乗じて得た額に二千五百万円を加えた額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額」と、同条第三項第一号中「三百百万円とし」とあるのは、「二千八百万円を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額」と、同項第二号ロ中「百分の四を乗じて得た額」とあるのは、「百分の四を加えた額」とする。

（平成二十九年度における保険料率の算定に関する基準に関する特例）

第十九条 平成二十六年度においては、市町村（平成二十七年度及び平成二十八年度の保険料率を第三十八条第一項に規定する基準に従い条例で定めるところにより算定している市町村に限る。以下この項において同じ。）は、同条第一項の規定にかかわらず、同項の基準額に平成二十九年度分の保険料の賦課期日における次の各号に定める同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

（1） 税世帯非課税者

（2） 要保護者

（3） 被保護者

ハ 平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であつて、平成二十八年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第二十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項及び次条第一項において同じ。）の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

二 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（一）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 第三十八条第一項第二号に定める標準割合

イ 平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であつて、平成二十八年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（一）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 第三十八条第一項第三号に定める標準割合

イ 平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（一）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 第三十八条第一項第四号に定める標準割合

ニ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（一）に係る部分を除く。）、次号口、第三号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口に該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 第三十九条第一項第二号の規定により十分の七・五を標準として市町村が定める割合

イ 平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（一）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口に該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 第三十九条第一項第三号の規定により十分の七・五を標準として市町村が定める割合

イ 平成二十九年度市町村民税世帯非課税者であつて、かつ、前二号に該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としないもの（前号イ（一）に係る部分を除く。）、次号口、第三号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口に該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 第三十九条第一項第四号の規定により十分の九を標準として市町村が定める割合

イ 平成二十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、平成一十八年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額が八十万円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（一）に係る部分を除く。）、次号口、第三号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口に該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 第三十九条第一項第五号の規定により十分の十を標準として市町村が定める割合

イ 平成二十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（一）に係る部分を除く。）、次号口、第三号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口に該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 第三十九条第一項第六号の規定により十分の十を超える割合で市町村が定める割合

イ 平成二十八年の合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（一）に係る部分を除く。）、次号口、第三号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口に該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 第三十九条第一項第七号の規定により同項第六号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 平成二十八年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（一）に係る部分を除く。）、次号口、第三号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口に該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 第三十九条第一項第八号の規定により同項第七号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 平成二十八年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（一）に係る部分を除く。）、次号口、第三号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口に該当する者を除く。）

九 次のいずれかに該当する者 第三十九条第一項第九号の規定により同項第八号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 平成二十八年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（一）に係る部分を除く。）、次号口、第三号口、第四号口、第五号口、第六号口、第七号口、第八号口又は第九号口に該当する者を除く。）

十 前各号のいずれにも該当しない者 第三十九条第一項の規定により同項第九号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

2 前項の規定により保険料率を算定する場合には、第三十八条第九項並びに第三十九条第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二十条第一項」と、「該保険料の賦課期日の属する年の前年」とあるのは「平成二十八年」と、同条第五項中「第一項第一号」とあるのは「附則第二十条第一項第一号」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により保険料率を算定する場合における中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二号イ及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第三条の二第一項の規定の適用については、同号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第二十条第一項」と、同項中「賦課し、又は」とあるのは「賦課し」と、「賦課する」とあるのは「賦課し、又は令附則第二十条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課する」とする。

（平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の特例）

第二十一条 平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間において被保険者が受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費については、第二十二条の二の二第二項から第四項までの規定によるほか、利用者負担年間世帯合算額が四十四万六千四百円を超える場合に、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間（以下この条及び次条において「計算期間」という。）の末日（以下この条及び次条において「基準日」という。）において当該市町村の行う介護保険の被保険者である者（次条第一項において「基準日被保険者」という。）に支給するものとし、その額は、要介護被保険者支給額（利用者負担年間世帯合算額から四十四万六千四百円を控除して得た額に基準日要介護被保険者按分率（第三項第一号及び第三号に掲げる額の合算額を利用者負担年間世帯合

算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額をいう。次項において同じ。) (当該要介護被保険者支給額が第三項第一号に掲げる額を超える場合にあっては、同号に掲げる額)とする。ただし、当該基準日において、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該被保険者の属する世帯に属する被保険者のいずれかが、居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けることとした場合に法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される者(次号及び次条第一項において「一定以上所得者」という。)である場合

二 当該被保険者の属する世帯に属する被保険者(要介護被保険者等に該当しない者に限る。)のいずれかが、要介護被保険者等に該当するとしたならば、一定以上所得者となる場合

三 当該被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの当該基準日の属する年の前々年(第五項の規定により当該基準日の属する年の前年八月一日から同年十二月三十一日までのいづれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年の前年。以下この号において同じ。)の所得について、イに掲げる額(当該基準日の属する年の前々年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの(ロにおいて「控除対象者」という。)を有する者にあっては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額)が百四十五万円以上である場合(当該被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円)に満たない場合を除く。)

イ 当該基準日の属する年の前年(第五項の規定により同年八月一日から同年十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年)の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額

ロ 当該基準日の属する年の前々年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乗じて得た額の合計額

2 平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間ににおいて被保険者が受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費については、第二十二条の二の二第二項から第四項まで及び前の規定によるほか、要介護被保険者支給額が次項第一号に掲げる額を超える場合に、当該要介護被保険者支給額の算定の対象となつた計算期間において基準日市町村(基準日において当該被保険者に対し介護保険を行う市町村をいう。次項において同じ。)以外の市町村(以下この項及び次項並びに次条第二項において「基準日以外市町村」という。)が行う介護保険の被保険者であつた者に支給するものとし、その額は、要介護被保険者支給額から次項第一号に掲げる額を控除して得た額に、基準日以外要介護被保険者按分率(第一号に掲げる額を次に掲げる額の合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日において、前項各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該計算期間(当該被保険者が当該基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。)において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

二 当該計算期間(当該被保険者が他の基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。)において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る前号に規定する合算額

3 第一項の利用者負担年間世帯合算額は、被保険者及びその合算対象者(基準日において当該被保険者と同一の世帯に属する他の被保険者をいう。以下この項において同じ。)が計算期間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る次に掲げる額の合算額とする。

一 当該計算期間(当該被保険者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。)において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

二 当該計算期間(当該被保険者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。)において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

三 当該計算期間(当該被保険者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。)において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額

四 当該計算期間(当該被保険者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。)において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第二号に規定する合算額

五 当該計算期間(当該合算対象者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。)において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額

六 当該計算期間(当該合算対象者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。)において、当該合算対象者が受けた居宅サービス等に係る第二号に規定する合算額

七 当該計算期間(当該合算対象者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。)において、当該合算対象者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額

八 当該計算期間(当該被保険者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。)において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第二号に規定する合算額

4 被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間及び居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る前三項の規定の適用については、当該被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であつたものとみなし、当該月に当該被保険者が受けた介護予防サービス等に関する支給される介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費は、居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるものとみなす。

5 被保険者が計算期間において被保険者でなくなり、かつ、被保険者でなくなつた日以後の当該計算期間において新たに被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第一項及び第二項の規定による高額介護サービス費の支給については、当該日の前日(当該厚生労働省令で定める日)を基準日とみなして、前各項の規定を適用する。ただし、平成二十九年八月一日に被保険者でなくなつた場合は、この限りでない。

6 第一項及び第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十二条の三第二項第一号(第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。) 同項

同項 又は附則第二十一条第一項

同項若しくは附則第二十一条第二項

健康保険法施行令第四十三条の二第二項第六号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第四号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
船員保険法施行令第二十九条の四の二第一項第六号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
国家公務員共済組合法施行令第十二条の三の六の二第一項第六号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第六号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第二項第四号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
(平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の特例)	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
第二十二条 平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費について、第二十九条の二の二第二項から第四項までの規定によるほか、前条第三項に規定する利用者負担年間世帯合算額（以下この項において「利用者負担年間世帯合算額」という。）が四十四万六千四百円を超える場合に、基準日被保険者に支給するものとし、その額は、居宅要支援被保険者支給額（利用者負担年間世帯合算額から四十四万六千四百円を控除して得た率をいう。）を乗じて得た額をいう。（次項において同じ。）（当該居宅要支援被保険者支給額が同条第三項第二号に掲げる額を超える場合にあっては、同号に掲げる額とする。ただし、当該基準日において、次に掲げる場合は、この限りでない。）	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
一 当該被保険者の属する世帯に属する被保険者（要介護被保険者等に該当しない者に限る。）のいずれかが、要介護被保険者等に該当するとしたならば、一定以上所得者である場合	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
二 当該被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの当該基準日の属する年の前々年（第四項の規定により当該基準日の属する年の前年八月一日から同年十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした日の属する年の前年。以降この号において同じ。）の所得について、イに掲げる額（当該基準日の属する年の前々年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（ロにおいて「控除対象者」という。）を有する者にあっては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額）が百四十五万円以上である場合（当該被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該基準日の属する年の前々年の収入の合計額が五百二十万円（当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円）に満たない場合を除く。）	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
三 当該基準日の属する年の前年（第四項の規定により同年八月一日から同年十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合は、当該基準日とみなした日の属する年の前年）の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
四 口 当該基準日の属する年の前々年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乗じて得た額の合計額	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
五 平成二十九年八月一日から令和二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費については、第二十九条の二の二第二項から第四項まで及び前項の規定によるほか、居宅要支援被保険者支給額が前条第三項第二号に掲げる額を超える場合に、当該居宅要支援被保険者支給額の算定の対象となつた計算期間において基準日以外市町村が行う介護保険の被保険者であつた者に支給するものとし、その額は、居宅要支援被保険者支給額から同項第二号に掲げる額を控除して得た率を「利用者負担年間世帯合算額」（以下この項において「利用者負担年間世帯合算額」という。）を乗じて得た額とする。（ただし、当該基準日において、前項各号に掲げる場合は、この限りでない。）	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
一 当該計算期間（当該被保険者が当該基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額（第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
二 当該計算期間（当該被保険者が他の基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた介護予防サービス等に係る前号に規定する合算額	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
三 被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間及び居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、前二項の規定は、適用しない。	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
四 被保険者が計算期間において被保険者でなくなり、かつ、被保険者でなくなつた日以後の当該計算期間において新たに被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第一項及び第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給については、当該日（当該厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前三項の規定を適用する。ただし、平成二十九年八月一日に被保険者でなくなつた場合は、この限りでない。	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
五 第一項及び第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
第二十二条 平成二十九条の二第二項第二号（第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）	第二十九条の二第二項	第二十九条の二第二項又は附則第二十二条第一項
第二十二条の三第二項第三号（第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	第二十九条の二第二項	第二十九条の二第二項若しくは附則第二十二条第一項
健康保険法施行令第四十三条の二第二項第七号	第二十九条の二第二項	第二十九条の二第二項又は附則第二十二条第一項若しくは第二項
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第五号	第二十九条の二第二項	第二十九条の二第二項又は附則第二十二条第一項若しくは第二項
船員保険法施行令第十二条第一項第五号	第二十九条の二第二項	第二十九条の二第二項又は附則第二十二条第一項若しくは第二項
国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第七号	第二十九条の二第二項	第二十九条の二第二項又は附則第二十二条第一項若しくは第二項

国家公務員共済組合法施行令第十二条の三の六の二第一項第七号	第二十九条の二の二第一項	第二十九条の二の二第一項
地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第七号	第二十九条の二の二第二項	第二十九条の二の二第一項又は附則第二十二条第一項若しくは第二項
高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第二項第五号 (令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)	第二十九条の二の二第二項	第二十九条の二の二第一項又は附則第二十二条第一項若しくは第二項
第二十三条 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定についての第三十八条第一項（第六号イ、第七号イ及び第八号イに係る部分に限る。）及び第三十九条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ及び第九号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第三十八条第一項第六号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第一項の規定によつて計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」とする。	第二十九条の二の二第一項	第二十九条の二の二第一項又は附則第二十二条第一項若しくは第二項
2 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。	第二十九条の二の二第二項	第二十九条の二の二第一項又は附則第二十二条第一項若しくは第二項
3 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。	第二十九条の二の二第二項又は附則第二十二条第一項若しくは第二項	第二十九条の二の二第一項又は附則第二十二条第一項若しくは第二項
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則 (平成二年三月三一日政令第一七五号) 抄 (施行期日)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二年六月七日政令第三〇九号) 抄 (施行期日)	第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則 (平成二年六月七日政令第三〇九号) 抄 (施行期日)
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。 附 則 (平成一三年一月三一日政令第一六号) 抄 (施行期日)	1 この政令は、平成十三年九月一日から施行する。 附 則 (平成一四年一月一七日政令第四号) 抄 (施行期日)	1 この政令は、平成十三年九月一日から施行する。 附 則 (平成一四年一月一七日政令第四号) 抄 (施行期日)
2 この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年三月一日）から施行する。 附 則 (平成一三年八月三日政令第二五八号) (施行期日)	2 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。 附 則 (平成一四年三月一三日政令第四三号) 抄 (施行期日)	2 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。 附 則 (平成一四年三月一三日政令第四三号) 抄 (施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。 附 則 (平成一四年三月三一日政令第一〇二号) 抄 (施行期日)	第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。 附 則 (平成一四年三月三一日政令第一〇二号) 抄 (施行期日)	第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。 附 則 (平成一四年三月三一日政令第一〇二号) 抄 (施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。		

附 則 (平成一四年八月三〇日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成一五年三月二六日政令第三四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成一六年九月一五日政令第二七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 (平成十六年九月十七日) から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一六年九月二九日政令第二九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一七年六月二九日政令第二三一号)

(施行期日)

附 則 (平成一七年八月三一日政令第二九〇号)

(施行期日)

附 則 (平成一七年七月六日政令第二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の施行の日 (平成十七年七月十五日) から施行し、改正後の第十条第二項の規定は、指定入院医療機関の円滑な運営を期するためにこの政令の施行前に支弁された指定入院医療機関の運営に要する費用 (平成十七年度において支弁されたものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。) についても、適用する。

附 則 (平成一七年八月三一日政令第二八二号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この政令の施行の日前に行われた居宅サービス (介護保険法第七条第五項に規定する居宅サービスをいい、これに相当するサービスを含む。) 又は施設サービス (同条第二十項に規定する施設サービスをいう。) に係るこの政令による改正前の介護保険法施行令第二十二条の二第七項及び第二十九条の二第七項の規定による高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月一日政令第二八二号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(地域支援事業の額に関する経過措置)

第二条 平成十八年度の介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律 (平成二十年法律第四十一号) 第一条の規定による改正前の介護保険法 (次項及び次条において「旧法」という。) 第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、第一条の規定による改正後の介護保険法施行令 (以下「新令」という。) 第三十七条の二第一項及び第三項の規定にかかるらず、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の二」と、「百分の二」とあるのは、「百分の一・五」と、同条第三項中「百分の一・五を乗じて得た額」とあるのは、「百分の〇・五を乗じて得た額」ととする。

第二条 この政令の施行の日前に行われた居宅サービス (介護保険法第七条の二第一項及び第三項の規定にかかるらず、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の二・三」と、「百分の二」とあるのは、「百分の一・五」と、同条第三項中「百分の一・五を乗じて得た額」とあるのは、「百分の〇・八を乗じて得た額」と) とする。

第三条 平成十九年度に地域包括支援センター (旧法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。次項において同じ。) を設置する市町村における平成十八年度の旧法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項及び第三項並びに前条第一項の規定にかかるらず、平成十八年度の給付見込額 (新令第三十七条の二第一項に規定する給付見込額をいう。次項において同じ。) に、介護予防事業 (介護保険法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この条において同じ。) については百分の一・五、旧法第一百五十五条の三十八に規定する地域支援事業 (介護予防事業を除く。次項において同じ。) については百分の〇・五をそれぞれ乗じた額とする。

第二条 平成二十年四月に地域包括支援センターを設置する市町村における平成十八年度及び平成十九年度の旧法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項及び第三項並びに前条の規定にかかるらず、平成十八年度及び平成十九年度の給付見込額に、介護予防事業については百分の一・五、地域支援事業については百分の〇・五をそれぞれ乗じた額とする。

(保険料率の算定に関する基準の特例)

第四条 市町村は、次に掲げる第一号被保険者の平成十八年度から平成二十一年度までの各年度における保険料率の算定に係る新令第三十八条第一項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この条において同じ。）及び新令第三十九条第一項の割合については、これらの規定にかかわらず、これらの規定により適用されることとなる標準割合又は割合を下回る割合を定めることができる。

二 地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第一項に規定する者

同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この項において同じ。)が課されていないもの(平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。)を除く。等の一部を世帯員が平成十八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。)

四三 地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に規定する者前号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、平成十九年度分の地方税法

前号に掲載する者と同一の世帯に属する者であつて、平成十九年度分の地方税法の規定による町村民税が課されていないもの（平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつて、その者の世帯の世帯に属する者であつて、平成十九年度分の地方税法の規定による町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。）が、平成十九年度分の同法の規定による町村民税が課されない者又は同号に規定する者である場合に限る。

（三月一日の会話行金客（此の日は海賊二日目）第一工場第一二号に付けて、各語行金客をして、）「お前一二三二二Fと一あいが、立派アーニー、」
であった者（同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

により確保することができるようにするものとする。

(施行期日) 第二条 本令は、平成十八年四月一日から施行する。^{（さし）} 付則第三条^{（こと）} 計、付則第五条^{（こと）} 計、付則第六十五条^{（こと）} 計、付則第十八条第一項及び付則第三十二条规定は、公布の日

から施行する。

第二条 市町村は、介護保険法等の一部を改正する法律（以下「平成十七年改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十年三月三十一日までの間は、平成十七年改正法第三条の規定による改正後の介護保険法（平成十六年法律第二百二十三号。以下「新法」という。）第二十四条の二第一項第二号に該当する事務に係る同項に規定する旨市町村に事務受託人が当該市町村に

の区域内に存在しないことその他の事情により、新法第二十七条第一項（新法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の調査の円滑な実施が困難であると認めるときは、当該調査を新法第四十六条第一項に規定する旨居宅介護支援事業者、新法第二十項に規定する他或る者等に依り、同法第二十二項に規定する介護保険施設の運営者等の厚生労働省令で定める事業者

者若しくは施設又は介護支援専門員であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。
新法第二十一条第六項から第八項までにより規定は、前項の規定による調査の委託について準用する。

前項において準用する新法第二十八条第七項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三条 平成十七年改正法の施行の際現に平成十七年改正法第三条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第四十一条第一項本文の指定を受けている通所介護（認知症である者に、日常生活の介助を行うこと、自宅等で行うことを目的とする事務介助）の所定の介助料（也）の支拂（立付）（立付）第一回等

二項に規定する他の市町村をいう。以下同じ。)が行う介護保険の被保険者が平成十八年三月中に当該通所介護を利用した場合には、当該他の市町村の長)から、介護保険法第八条第一項第十八項に規定する認印(住む希望通所)下蔓及び所去第ニ条の二第十五項に規定する「蔓子方認印(住む希望通所)下蔓」を所持する第百四十九条の二第二項本文の旨と同一の旨とをもつと受け取ることとする。

前条の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者とみなされた者に係る新法第四十二条の二第一項本文及び新法第五十四条の二第一項本文の指

定（他の市町村の長によるものに限る）は、平成十八年三月中に前条に規定する通所介護を利用した当該他の市町村が行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費並びに地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

第五十五条 平成十七年改正法の施行の際現に旧法第四十一条第一項本文の指定を受けている認知症対応型共同生活介護の事業を行ふ者については、施行日に、当該事業を行ふ事業所の所在地の市町村の長（施行日の前日において他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該認知症対応型共同生活介護を利用している場合には、当該他の市町村の長）から、新法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る新法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行ふ者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段

第六条 平成十七年改正法附則第十条第二項若しくは第三項又は前条の規定により指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者とみなされた者に係る新法第四十二条の二第一項本文又は新法第五十四条の二第一項本文の指定（他の市町村の長によるものに限る。）は、施行日の前日において、平成十七年改正法附則第十条第二項に規定する認知症対応型共同生活介護若しくは特定施設入所者生活介護を利用し、又は同条第三項に規定する指定介護老人福祉施設に入所している当該他の市町村が行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費並びに地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

(指定又は許可の有効期間の経過措置)

第七条 平成十七年改正法附則第十条又は附則第三条若しくは第五条の規定により新法第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、介護保険法（以下「法」という。）第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号若しくは新法第五十四条の二第一項本文の指定又は法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた者の当該指定又は許可に係る施行日後の最初の更新について、新法第七十条の二第一項（新法第七十八条の十一、第一百五十五条の十、第一百五十五条の十九及び第一百五十五条の二十八において準用する場合を含む。）、第七十九条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第一百七条の二第一項中「六年ごと」とあるのは、「介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）」第三条の規定による改正前の介護保険法第四十一条第一項本文、第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は第九十四条第一項の許可を受けた日から六年（平成十四年四月一日以前に当該指定又は許可を受けた者については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおいて、当該指定又は許可を受けた日に応当する日から一年）を経過する日まで」とする。
(指定又は許可等の要件に関する経過措置)

(新法第百七条の二第四項において準用する場合を含む)、第一百四十四条第一項第一号若しくは第十号から第十三号まで、第一百五十五条の二第二項第四号から第十一号まで、第一百五十五条の八第一項第一号若しくは第九号から第十二号まで、第一百五十五条の十一第二項第五号から第九号まで若しくは第三項各号、第一百五十五条の十七第一号、第二号若しくは第十一号から第十三号まで、第一百五十五条の二十第二項第四号から第八号まで又は第一百十五条の二十六第一号若しくは第九号から第十一号までの規定は、施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については、適用しない。

第九条 市町村は、平成二十年三月三十一日までの間ににおいて、当該市町村に新法第一百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターが設置されるまでは、新法第一百十五条の四十第二項の規定にかかわらず、平成十七年改正法第十条の規定による改正後の老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者に対し、新法第一百十五条の三十八第一項第三号に掲げる事業のみの実施を委託することができる。
(包括的支援事業の実施の委託に関する経過措置)

(要介護認定等の有効期間に関する経過措置)
第十条 平成十七年改正法附則第三条第一項の場合において、施行日から条例で定める日（同項に規定する条例で定める日をいう。以下この条において同じ。）までの間に、平成十七年改正法附則第三条第二項において読み替えられた法第十九条第一項の規定による要介護認定を受けた者については、当該認定に係る法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める期間内に限り、条例で定める日後も、平成十七年改正法附則第三条第二項の規定を適用する。

平成十九年改正法附則第十八条の規定により新要介護認定を受けたものとみなされた者のうち、施行日の前日において旧法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けたものは、新法第八条第三項の要介護者には含まれないものとする。

第十二条 平成十七年改正法附則第十一条の規定により新要介護認定を受けたものとみなされた者に係る要介護状態区分は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める区分とする。

（指定介護予防サービス事業者に関する経過措置）
第十三条 平成十七年改正附則第十三条の規定により指定介護予防サービス事業者とみなされた者に係る新法第五十三条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十条の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第八十六条第十二項において準用する同法第八十条の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあつたときは、その効力を失う。

(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置)
第十四条 平成十七年改正法第七条の規定による改正後の介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条の規定の適用については、同条第一項中「第九十二条第一項」とあるのは、第七

指定介護老人福祉施設（一と、「指定介護老人福祉施設を含む」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設を含む」と、「算定される指定介護福祉施設サービス」とあるのは「算定される指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをい）、同法第八条第十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下この項において同じ。）に要する平均的な費用（同法第四十二条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用（同法第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。）の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）又は指定介護福祉施設サービス」と、同条第四項中「第四十八条第三項」とあるのは「第四十二条の二第三項又は第四十八条第三項」とする。

（介護員養成研修の経過措置）

第十六条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一条の規定による改正後の介護保険法施行令（以下「新令」という。）第三条第一項に規定する養成研修修了者とみなす。

- 一 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（以下「旧令」という。）第三条第一項に規定する訪問介護員である者
- 二 この政令の施行の際現に旧令第三条第一項各号に掲げる研修を受講中の者であつて、この政令の施行後当該研修の課程を修了したことにつき、当該研修を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

（介護員養成研修事業者の指定に関する経過措置）

第十七条 この政令の施行の際現に旧令第三条第一項第二号に規定する訪問介護員養成研修事業者であるものについては、施行日に、新令第三条第一項第二号の指定を受けたものとみなす。

（福祉用具専門相談員指定講習の指定に係る経過措置）

第十八条 施行日前に福祉用具専門相談員指定講習（新令第三条の二第一項第十号に規定する福祉用具専門相談員指定講習をいう。次項において同じ。）に相当する講習を受けたものとみなす。

2 次に掲げる者は、福祉用具専門相談員（新令第三条の二第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。）とみなす。

- 一 この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するもの（以下この号及び次号において「適格講習」という。）の課程を修了し、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 二 この政令の施行の際現に適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

（指定試験実施機関等の指定に関する経過措置）

第十九条 この政令の施行の際現に旧令第三十五条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講試験を行う者に係る指定を受けている者については、施行日に、新法第六十九条の二二十七第一項の指定を受けたものとみなす。

2 この政令の施行の際現に旧令第三十五条の二第一項の介護支援専門員実務研修を行う者に係る指定を受けている者については、施行日に、新法第六十九条の三十三第一項の指定を受けたものとみなす。

（介護支援専門員の登録の経過措置）

第二十条 この政令の施行の際現に旧令第三十五条の二第一項に規定する介護支援専門員名簿に登録されている者は、施行日に、新法第六十九条の二第一項の登録を受けたものとみなす。

（介護支援専門員証の経過措置）

第二十一条 旧令第三十五条の二第二項に規定する登録証明書は、施行日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までを有効期間とする新法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証とみなす。

- 一 当該登録証明書が作成された日が平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間である場合 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間ににおいて当該登録証明書が作成された日に応当する日
- 二 当該登録証明書が作成された日が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間である場合 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間ににおいて当該登録証明書が作成された日に応当する日（当該登録証明書が作成された日に応当する日がない月においては、その月の翌月の初日）
- 三 当該登録証明書が作成された日が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間である場合 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間ににおいて当該登録証明書が作成された日に応当する日

（調査員養成研修等の経過措置）

第二十二条 次に掲げる者は、調査員養成研修（新令第三十七条の七第一項に規定する調査員養成研修をいう。以下この条において同じ。）の課程を修了している者とみなし、同項の規定により当該都道府県の調査員名簿（同項の調査員名簿をいう。）に登録するものとする。

- 一 この政令の施行の際現に調査員養成研修に相当する研修として都道府県知事が公示するもの（以下この号及び次号において「適格研修」という。）の課程を修了したことにつき、当該適格研修を行った者から当該適格研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者
- 二 この政令の施行の際現に適格研修を受講中であり、この政令の施行後当該適格研修の課程を修了したことにつき、当該適格研修を行った者から当該適格研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

（特定被保険者に係る高額介護サービス費に関する特例）

第二十三条 特定被保険者（新令第二十二条の二第七項に規定する合計額が八十万円以下の者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（同条第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下この条において同じ。）に係る要介護被保険者利用者負担合算額（同条第二項に規定する要介護被保険者利用者負担合算額をいう。以下この条において同じ。）から二万四千六百円を控除して得た額が

同項の規定により当該特定被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該特定被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、同項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から二万四千六百円を控除して得た額とすることができる。

2 特定被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）。以下この条及び次条において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の受給権を有しているものに限る。）が同一の月において受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、新令第二十二条の二第二項の規定により当該特定被保険者に対する支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該特定被保険者に対する支給される高額介護サービス費の額は、同項の規定にかかるわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とすることができる。

3

前二項の特定被保険者は、次に掲げる者であつて要介護被保険者（新法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。）であるものとする。

一 居宅サービス等のあつた月が平成十八年七月から平成十九年六月までの場合にあっては、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第二項に該当する者及びその者と同一の世帯に属する者であつて平成十八年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この項及び次条において同じ。）が課されていないもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項に該当する者に限る。）

二 居宅サービス等のあつた月が平成十九年七月から平成二十年六月までの場合にあっては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者及びその者と同一の世帯に属する者であつて平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者に限る。）

（特定被保険者に係る高額介護予防サービス費に関する特例）

第二十四条 特定被保険者（新令第二十二条の二第七項に規定する合計額が八十万円以下の者に限る。）が同一の月に受けた介護予防サービス等（同条第二項に規定する介護予防サービス等をいう。以下この条において同じ。）に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額（同項に規定する居宅要支援被保険者利用者負担合算額をいう。以下この条において同じ。）から二万四千六百円を控除して得た額が、新令第二十九条の二第二項の規定により当該特定被保険者に対する支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該特定被保険者に対する支給される高額介護予防サービス費の額は、同項の規定にかかるわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から二万四千六百円を控除して得た額とすることができる。

2 特定被保険者（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の受給権を有しているものに限る。）が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から二万四千六百円を控除して得た額が、新令第二十九条の二第二項の規定により当該特定被保険者に対する支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該特定被保険者に対する支給される高額介護予防サービス費の額は、同項の規定にかかるわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とすることができる。

3 前二項の特定被保険者は、次に掲げる居宅要支援被保険者（新法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）とする。

一 介護予防サービス等のあつた月が平成十八年七月から平成十九年六月までの場合にあっては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項に該当する者及びその者と同一の世帯に属する者であつて平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は同項に該当する者に限る。）

二 介護予防サービス等のあつた月が平成十九年七月から平成二十年六月までの場合にあっては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者及びその者と同一の世帯に属する者であつて平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は同項に該当する者に限る。）

（高額介護サービス費等に関する経過措置）

第二十五条 施行日前に行われた居宅サービス等（旧令第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。）に係る同条又は旧令第二十九条の二の規定による高額介護サービス費又は高額居宅支援サービス費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年八月三〇日政令第二八五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、介護保険法施行令第三条第一項第二号及び第二十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成十八年度における特例）

第二条 平成十八年度における介護保険法施行令第四十五条の四の規定の適用については、同条中「法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は法第百三十四条第四項」とあるのは「介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十四条の規定により読み替えられた法第百三十四条第四項」とある、「法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（前条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は法第百三十四条第四項」とあるのは「介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十四条の規定により読み替えられた法第百三十四条第四項」とある。

附 則（平成一八年八月三〇日政令第二八六号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月四日政令第三号）抄

		当該年度の初日の属する年の七月三十一日	平成二十年一月三十一日
	政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官	連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら	
第百三十六条第六項	第一項 前条第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第一項	
第百三十七条第一項	同項	改正令附則第二条第六項において準用する前条第一項	
第百三十七条第二項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項	
第百三十七条第三項	第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第一項	
第百三十七条第四項	第一百三十五条	改正令附則第二条第六項から第五項まで並びに同条第六項において準用する第一百三十五条第五項及び第六項	
第百三十七条第五項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項	
第百三十七条第六項	第一百三十四条第七項	改正令附則第二条第六項から第五項まで並びに同条第六項において準用する第一百三十五条第五項及び第六項	
第百三十七条第七項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項	
第百三十七条第八項	第一百三十六条第一項	改正令附則第二条第六項において準用する第一百三十六条第一項	
第百三十八条第一項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項	
第百三十八条第二項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項	
第百三十八条第三項	第一項	改正令附則第二条第六項において準用する前項	
第百三十八条第四項	第一百三十四条第七項	改正令附則第二条第六項において準用する第一百三十四条第七項	
第百三十九条第一項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項	
第百三十九条第一項	第一号被保険者	改正令附則第二条第六項において準用する前項	
第百三十九条第二項	同条	改正令附則第二条第六項において準用する第一項	
第百三十九条第二項	第一号被保険者	改正令附則第二条第六項において準用する第一項	
次項		改正令附則第二条第六項において準用する次項	
第百三十九条第三項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項	
第一号被保険者		改正令附則第二条第六項において準用する前項	
この法律		改正令附則第二条第六項において準用する前項	
行う介護保険の		改正令附則第二条第六項において準用する前項	
この法律		改正令附則第二条第六項において準用する前項	
同項		改正令附則第二条第六項において準用する前項	
第百四十二条第一項	同項	改正令附則第二条第六項において準用する前項	
第百四十二条第二項	前項	改正令附則第二条第六項において準用する前項	
第十三条第一項		改正令附則第二条第六項において準用する前項	
新介護保険法の規定		改正令附則第二条第六項において準用する前項	
読み替える規定		改正令附則第二条第六項において準用する前項	
中読み替える規定		改正令附則第二条第六項において準用する前項	

第二十二条の三第二項第七号イ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）		健康保険法施行令	
第二十二条の三第二項第七号ロ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）		健康保険法施行令第四十条改正令附則第三十三条第一項の規定において適用する健康保険法施行する場合を含む。）	
第二十二条の三第二項第七号ハ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）		健康保険法施行令第四十一条第二項	
第二十二条の三第二項第七号二（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	第二十二条の三第二項第七号二（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	国民健康保険法施行令	改正令附則第三十三条第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
第二十二条の三第二項第七号ホ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	第二十二条の三第二項第七号ホ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	国家公務員共済組合法施行令	改正令附則第五十五条第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令
第二十二条の三第二項第七号ヘ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	第二十二条の三第二項第七号ヘ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号	改正令附則第六十条第二項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号
第二十二条の三第二項第七号ト（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	第二十二条の三第二項第七号ト（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	地方公務員等共済組合法施行令	改正令附則第五十八条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令
第二十二条の三第二項第七号チ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	第二十二条の三第二項第七号チ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	私立学校教職員共済法施行令	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた、
第二十二条の三第二項第七号リ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	第二十二条の三第二項第七号リ（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行令	改正令附則第三十四条第一項の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する法律施行令
第二十二条の三第六项（新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	第二十二条の三第六项（新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	行令	改正令附則第五十九条第一項の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する法律施行令
第二十二条の三第七项（新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	第二十二条の三第七项（新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	等共済組合法施行令	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する法律施行令
2 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までに受けた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二条の三第二項第一号中「前年八月一日から七月三十日まで」とあるのは、「平成二十一年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条又は新介護保険法施行令第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、新介護保険法施行令第二十二条の三第七项（新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）中「六十二万円」とあるのは、「五十六万円」とする。	2 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までに受けた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二条の三第二項第一号中「前年八月一日から七月三十日まで」とあるのは、「平成二十一年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条又は新介護保険法施行令第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、新介護保険法施行令第二十二条の三第七项（新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）中「六十二万円」とあるのは、「五十六万円」とする。	船員保険法施行令	改正令附則第四十五条第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
二 前号中「この項後段」とあるのを「前項後段」と読み替えて同号を適用した場合の同号に掲げる額	二 前号中「この項後段」とあるのを「前項後段」と読み替えて同号を適用した場合の同号に掲げる額	同令	改正令附則第三十三条第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
3 新介護保険法施行令第二十二条の三第六项（新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）に掲げる者の中附則第二十四条第四項各号のいずれにも該当するものに係る新介護保険法施行令第二十二条の三第二項（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の医療合算算定基準額は、新介護保険法施行令第二十二条の三第六项（新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二条の二第六项第三号イ（新介護保険法施行令	3 新介護保険法施行令第二十二条の三第六项（新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）に掲げる者の中附則第二十四条第四項各号のいずれにも該当するものに係る新介護保険法施行令第二十二条の三第二項（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の医療合算算定基準額は、新介護保険法施行令第二十二条の三第六项（新介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二条の二第六项第三号イ（新介護保険法施行令	同令	改正令附則第三十三条第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令

附 則（平成二四年三月二八日政令第七四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年四月六日政令第一三一號）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の介護保険法施行令第三十七条の十三第二項及び第三項の規定は、平成二十四年度以後の年度における同条第一項に規定する地域支援事業について適用し、平成二十三年度以前の年度における介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十六号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令第三十七条の十三第一項に規定する地域支援事業については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年八月一〇日政令第二一一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成二五年一月一八日政令第五五号）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年三月二一日政令第七〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年四月一二日政令第一二二号）抄

（施行期日）

第一 条 この政令は、法の施行の日（平成二十五年四月十三日）から施行する。

附 則（平成二五年六月一四日政令第一八三号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四条（児童手当法施行令第六条第一項の改正規定中「及び」を「同法第一百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び」に改める部分に限る。）及び第五条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月二六日政令第八二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日政令第一二九号）抄

（施行期日）

第一 条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月一八日政令第一六四号）

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日政令第一三四号）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月三〇日政令第二六九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年七月十一日から施行する。

附 則（平成二六年七月三〇日政令第二六九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年七月三〇日（政令第二六九号）抄

附 則（平成二六年八月八日政令第二七八号）抄

（施行期日）

第一 条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二六年八月八日政令第二七八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年九月三日政令第三〇〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第八条の規定による改正後の介護保険法施行令第三十五条の二第二十三号又は第三十五条の五第二十六号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後に同法若しくは同法に基づく命令若しくは处分に違反する行為を行った者について適用する。

附 則 (平成二十六年一月二二日政令第三五八号) 抄

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月一九日政令第三六五号) 抄

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月一九日政令第三六五号) 抄

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

(介護保険法施行令の一項改正に伴う経過措置)

第二十二条 特定計算期間に行われた居宅サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項及び第三項において同じ。)又は介護予防サービス等(同条第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項及び第三項において同じ。)に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第八条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の三第六項第一号口中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号ハ中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号ニ中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、同条(介護保険法施行令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において介護保険法施行令第二十二条の三第九項の規定により同条第二項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年一二月一二日政令第三九七号)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法施行令第四条第一項第九号に該当している者の助言(平成二十八年三月三十一日までの間において行われるものに限る。)を受けた選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年三月三一日政令第一三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一項 中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二条の二の改正規定(同条第五項第一号の改正規定(六月)を「七月」に改める部分に限る。)及び同条第七項の改正規定(六月)を「七月」に改める部分に限る。)及び同条第七項の改正規定(六月)を「七月」に改める部分に限る。)
第二項 第二十九条の二の改正規定(同条第五項第一号の改正規定(六月)を「七月」に改める部分に限る。)及び同条第七項の改正規定(六月)を「七月」に改める部分に限る。)
第三項 同令第二十九条の二の二とする改正規定、同令第二十九条の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十九条の三第三項及び第三十三条の改正規定、第四条の規定(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二第五項第一号の改正規定(六月)を「七月」に改める部分に限る。)、同条第七項の改正規定(六月)を「七月」に改める部分に限る。)及び同令第三十五条の二第六号の改正規定を除く。)
第四項 第十二条中国民健康保険法施行令第二十九条の二第一項の改正規定、第二十条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項第三号の改正規定並びに第二十一条中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第四号及び第五号の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十二条までの規定
(経過措置)

第二条 第二条の規定(前条第一号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二の二又は第二十九条の二の二の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)以後に介護保険の要介護被保険者又は居宅支援被保険者が受けた介護保険法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等について適用し、第一号施行日前に当該要介護被保険者又は居宅支援被保険者が受けた同法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等については、なお従前の例による。

第三条 介護保険法施行令第三十七条の十三の規定は、平成二十七年度以後の各年度における新地域支援事業について適用し、平成二十六年度以前の各年度における第三号旧介護保険法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業については、なお従前の例による。

第四条 前条の規定にかかわらず、医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であつて、特定市町村の同項の条例で定める日が平成二十八年三月三十一日以後のときは、平成二十七年度から当該条例で定める日の属する年度の前年度(当該条例で定める日が平成二十九年三月三十一日である場合にあつては、当該条例で定める日の属する年度)までの

各年度における当該特定市町村が行う新地域支援事業については、介護保険法施行令第三十七条の十三第一項、第二項、第五項及び第六項第二号の規定は適用せず、旧介護保険法施行令第三十七条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項額は
法第一百十五条の四十五に規定する地域支援事業
事業（以下「地域支援事業」という。）

介護予防等事業（法
法第一百十五条の四十五に規定する地域支援事業
事業（以下「地域支援事業」という。）

介護予防等事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下この条において「医療介護総合確保推進法」という。）附則第九条に規定する第三号旧介護保険法（以下この条において「第三号旧介護保険法」という。）

旧地域支援事業

旧地域支援事業

旧地域支援事業

以下この項及び第三項において同じ。）及第三項各号において同じ。）については、

（経過措置）

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第四条の規定の適用を受ける特定市町村（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第十四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）に対する平成二十七年度から当該特定市町村の同項の条例で定める日の属する年度（当該条例で定める日が平成二十八年三月三十一日又は平成二十九年三月三十一日である場合にあっては、当該条例で定める日の属する年度）までの各年度における第一項の規定による改正後の介護保険法施行令（以下「新介護保険法施行令」という。）第三十七条の十三の規定の適用については、同条第六項中「介護予防・日常生活支援総合事業」とあるのは、「経過的介護予防等事業（医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定により市町村が行う事業又は同項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同条第一項の規定により市町村が行う第三号旧介護保険法第百一十二条第一項に規定する介護予防等事業をいう。）」とする。

第三条 医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定の適用については、同条第一項中「同条第一項」とあるのは、「経過的介護予防等事業（医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により市町村が行う事業又は同項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同条第一項の規定により市町村が行う第三号旧介護保険法第百一十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。以下同じ。）及び法第一百十五条の四十五第一項」と、同条第五項中「介護予防・日常生活支援総合事業費額が」とあるのは、「経過的介護予防等事業費額（各市町村における経過的介護予防等事業に要する費用の額をいう。第八項第八号において同じ。）及び介護予

附 則 (平成二十八年一二月二六日政令第四〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

第一条 (健康保険法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二の二第五項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、介護保険法施行令第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等のあつた月が平成二十九年八月以後の場合における介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者の属する世帯に属する同法第九条第一号に規定する第一号被保険者の所得並びに同令第二十二条の三第二項第一号に規定する基準日(同法第九項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。)の属する月が同月以後の場合における同条第二項(同法第五項において準用する場合を含む。)の医療合算算定基準額及び同条第三項(同法第五項において準用する場合を含む。)の七十歳以上医療合算算定基準額及び当該七十歳以上医療合算算定基準額について、当該所得並びに基準日の属する月が同月以前の場合における当該所得並びに基準日の属する月が同月以前の場合は、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年七月二八日政令第二一一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この政令の施行の日(次条において「施行日」という。)前に介護保険の要介護被保険者及び居宅要支援被保険者が受けた介護保険法の規定による居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年七月二八日政令第二九〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日政令第二四六号)

第二条 この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年九月二十二日)から施行する。

附 則 (平成二九年一月二七日政令第二九〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三十一年三月一六日政令第四九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二二日政令第五五号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

第一条 (医療法人の分割及び合併に関する準備行為)

第二条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十九条の二において読み替えて準用する同法第五十八条の二第四項の規定及び同法第六十一条の三において読み替えて準用する同法第六十条の三第四項の規定による認可の手続(同法第五十九条第二号に規定する新設合併設立医療法人又は同法第六十一条の二第一号に規定する新設分割設立医療法人が、定款又は寄附行為をもつて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(以下この条において「地域包括ケア強化法」という。)第七条の規定による改正後の医療法(次条において「改正後医療法」という。)第四十四条第二項第三号に規定する事項として介護医療院(地域包括ケア強化法第一条の規定による改正後の介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)の名称及び開設場所を定めるものに限る。)は、地域包括ケア強化法の施行の日(以下「改正法施行日」という。)前においても行うことができる。

(地域医療連携推進法人の認定等に関する準備行為)

第三条 改正後医療法第七十条第一項の規定による認定の手続(介護医療院を開設する法人を同項に規定する参加法人とするものに限る。)は、改正法施行日前においても行うことができる。

第四条 医療法第七十条の八第三項の規定による確認(同法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人が介護医療院を開設しようとする場合に限る。)は、改正法施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成三十一年三月二二日政令第五六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二又は介護保険法施行令第二十九条の二の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた介護保険法の規定による居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修（以下この項において「介護給付等対象サービス」という。）に係る保険給付について適用し、施行日前に行われた介護給付等対象サービスに係る保険給付については、なお従前の例による。

第二条 第一条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二の二又は第二十九条の二の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後定による居宅サービス等又は介護予防サービス等について適用し、施行日前に当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた介護保険法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年三月二二日政令第五七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二六日政令第六三号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年五月三〇日政令第一七五号) 抄

1 この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（施行期日）
（介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。
附 則 (平成三十一年七月一九日政令第二一〇号) 抄

（施行期日）
（この政令は、平成三十年八月一日から施行する。）

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二の二又は第二十九条の二の二の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に介護保険の要介護被保険者又は高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年七月一九日政令第二一三号) 抄

（施行期日）
（この政令は、平成三十一年八月一日から施行する。）

附 則 (平成三十一年八月一日政令第二〇九号) 抄

（施行期日）
（この政令は、令和二年四月一日から施行する。）

附 則 (令和二年三月三〇日政令第九八号)

（この政令は、令和二年四月一日から施行する。）

附 則 (令和二年七月八日政令第二九号)

（この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。）

附 則 (令和二年九月三〇日政令第二九九号)

（この政令は、令和二年十月一日から施行する。）

附 則 (令和二年一一月二四日政令第三八一号) 抄

（施行期日）
（この政令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第七条中介護保険法施行令附則に一条を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。）

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 第七条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）、第二十二条の三第六項（第三号へに係る部分に限る。）並びに第三十八条第一項（第六号イに係る部分に限る。）の規定は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十九条の二第一項各号に掲げる介護給付に係るサービス及び同法第五十九条の二第一項各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下この条において「介護給付等に係るサービス」という。）が行われた月が令和三年八月以後の場合における保険給付、要介護被保険者等（同法第六十二条に

附 則（令和六年一月一九日政令第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則

（令和六年三月三〇日政令第一三九号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則

（令和六年三月三〇日政令第一五一号）

抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定 第五条の三第八項の改正規定（「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」に改める部分を除く。）、第一章第九節の次に一節を加える改正規定及び第二十六条の五の改正規定並びに附則第二十七条の規定 令和六年六月一日